

**令和 4 年度 奈良県地域防災計画（水害・土砂災害編）
修正素案 新旧対照表**

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】																																				
<p style="text-align: center;">第1節 目的 (防災統括室)</p> <p>第1 略</p> <p>第2 計画の基本方針 (略)</p> <p>1 計画の推進に当たっては、下記の諸点を基本とする。 (1) 災害による死者をなくす・人命を守ることを最大の目標に、できる限り被害を最小化 (2) 自助・共助を基本とした、住民による主体的な自主防災体制の確立 (3) 県、市町村、防災関係機関及び住民、企業それぞれの役割と連携 (4) 防災関係機関相互の協力体制の推進 (5) ハード対策及びソフト対策を組み合わせた災害対策事業の推進 (6) 過去の災害の教訓を踏まえた対策の推進 (7) 関係法令の遵守 (8) 要配慮者等の多様な視点を生かした対策の推進 (9) 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立</p> <p>2 この計画等を参考にして、市町村は法第42条の規定に基づき、それぞれの区域におけるより効果的かつ具体的な防災活動に資するための市町村地域防災計画を作成しなければならない。</p> <p>第3～第8 略</p>	<p style="text-align: center;">第1節 目的 (防災統括室)</p> <p>第1 略</p> <p>第2 計画の基本方針 (略)</p> <p>1 計画の推進に当たっては、下記の諸点を基本とする。 (1) 災害による死者をなくす・人命を守ることを最大の目標に、できる限り被害を最小化 (2) 自助・共助を基本とした、住民による主体的な自主防災体制の確立 (3) 県、市町村、防災関係機関及び住民、企業それぞれの役割と連携 (4) 防災関係機関相互の協力体制の推進 (5) ハード対策及びソフト対策を組み合わせた災害対策事業の推進 (6) 過去の災害の教訓を踏まえた対策の推進 (7) 関係法令の遵守 (8) 要配慮者等の多様な視点を生かした対策の推進 (9) 男女共同参画 <u>や性的マイノリティ</u> の視点を取り入れた防災体制の確立</p> <p>2 この計画等を参考にして、市町村は法第42条の規定に基づき、それぞれの区域におけるより効果的かつ具体的な防災活動に資するための市町村地域防災計画を作成しなければならない。</p> <p>第3～第8 略</p>	<p>奈良県人権施策に関する基本計画による</p>																																				
<p style="text-align: center;">第2節 防災関係機関が処置すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第1～第4 略</p> <p>第5 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="151 1360 1270 1885"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害予防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災害復旧・復興</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西日本電信電話株式会社（奈良支店）</td> <td>1. 略 2. 気象情報の伝達</td> <td>1～2 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>大阪ガス株式会社（ネットワークカンパニー北東部導管部）</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第6～第7 略</p>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興	西日本電信電話株式会社（奈良支店）	1. 略 2. 気象情報の伝達	1～2 略	略	大阪ガス株式会社（ネットワークカンパニー北東部導管部）	略			略				<p style="text-align: center;">第2節 防災関係機関が処置すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第1～第4 略</p> <p>第5 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="1377 1360 2490 1885"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害予防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災害復旧・復興</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西日本電信電話株式会社（奈良支店）</td> <td>1. 略 2. 気象情報の伝達</td> <td>1～2 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>大阪ガス株式会社</u></td> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>大阪ガスネットワーク株式会社（北東部事業部）</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第6～第7 略</p>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興	西日本電信電話株式会社（奈良支店）	1. 略 2. 気象情報の伝達	1～2 略	略	<u>大阪ガス株式会社</u>	略			<u>大阪ガスネットワーク株式会社（北東部事業部）</u>				略				<p>記載の適正化</p> <p>導管部門分社化に伴う</p> <p>導管部門分社化に伴う</p>
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興																																			
西日本電信電話株式会社（奈良支店）	1. 略 2. 気象情報の伝達	1～2 略	略																																			
大阪ガス株式会社（ネットワークカンパニー北東部導管部）	略																																					
略																																						
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興																																			
西日本電信電話株式会社（奈良支店）	1. 略 2. 気象情報の伝達	1～2 略	略																																			
<u>大阪ガス株式会社</u>	略																																					
<u>大阪ガスネットワーク株式会社（北東部事業部）</u>																																						
略																																						

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】
<p style="text-align: center;">第1節 避難行動計画 (防災統括室等)</p> <p>第1 定義 1 略 2 用語について 本節において使用している用語は次のとおりとする。 指定緊急避難場所・・・切迫した災害の危険から逃れるための場所又は施設 指定避難所・・・一定期間滞在して避難生活を送る場所</p> <p>第2～第7 略</p> <p>第8 住民への周知及び啓発 1～2 略 3 迅速かつ適切な避難行動等の促進 「避難」は必ずしも指定避難所や指定緊急避難場所へ行くことだけを指すものではなく、場合によっては指定避難所等へ行くことがかえって危険となる場合もあることに留意し、県や市町村は、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努め、適切に周知するものとする。 4 略</p> <p>第9～第12 略</p>	<p style="text-align: center;">第1節 避難行動計画 (防災統括室等)</p> <p>第1 定義 1 略 2 用語について 本節において使用している用語は次のとおりとする。 指定緊急避難場所・・・切迫した災害の危険から逃れるための場所又は施設 指定避難所・・・一定期間滞在して避難生活を送る <u>施設</u></p> <p>第2～第7 略</p> <p>第8 住民への周知及び啓発 1～2 略 3 迅速かつ適切な避難行動等の促進 「避難」は必ずしも指定避難所や指定緊急避難場所へ行くことだけを指すものではなく、場合によっては <u>指定緊急避難場所</u>等へ行くことがかえって危険となる場合もあることに留意し、県や市町村は、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努め、適切に周知するものとする。 4 略</p> <p>第9～第12 略</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>
<p style="text-align: center;">第2節 避難生活計画 (防災統括室等)</p> <p>第1 略</p> <p>第2 指定避難所の指定 1～3 略 4 指定の取消 市町村長は、当該指定避難所が廃止され、又は基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取り消すものとする。その際、その旨を、知事に通知するとともに、公示しなければならない。</p> <p>5 略</p> <p>第3 略</p> <p>第4 指定避難所の整備</p>	<p style="text-align: center;">第2節 避難生活計画 (防災統括室等)</p> <p>第1 略</p> <p>第2 指定避難所の指定 1～3 略 4 指定の取消 市町村長は、当該指定避難所が廃止され、又は基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取り消すものとする。その際、その旨を、知事に通知するとともに、公示しなければならない。 <u>知事は、市町村長から指定を取り消す通知を受けた際は、その旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。</u></p> <p>5 略</p> <p>第3 略</p> <p>第4 指定避難所の整備</p>	<p>記載の適正化</p>

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】
<p>1 略</p> <p>2 設備の充実による避難施設としての機能強化 (1) 非常用電源（電気自動車の活用を含む）、自家発電機 (2)～(11) 略</p> <p>3 要配慮者や女性等を考慮した避難施設・設備の整備 (1)～(5) 略</p> <p>4 略</p> <p>第5 略</p> <p>第6 避難所の運営 市町村は、自主防災組織などと協力して、避難所運営に関する以下の対策を実施する。 1～4 略</p> <p>5 女性等の多様な視点の取り入れ、プライバシーの確保</p> <p>市町村は、住民主体の避難所運営組織と連携し、避難所の設営や運営において、女性をはじめとする多様な視点を幅広く取り入れて、誰もが最低限健康を維持できる環境づくりを目的とし、設備面の改善や住民への意識啓発等の対応を進めるものとする。県は住民への啓発や市町村への支援、助言を行う。</p> <p>県、市町村は、全ての避難者が安心して過ごせるよう、避難所におけるプライバシーの確保のため、間仕切りカーテン等を確保する。また、警察と連携し、盗難や性暴力等の犯罪抑止対策に努める。</p> <p>市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。</p> <p>6～7 略</p> <p>第7～第9 略</p>	<p>1 略</p> <p>2 設備の充実による避難施設としての機能強化 (1) 非常用電源（<u>外部給電可能な電動車、再生可能エネルギー</u>の活用を含む）、自家発電機 (2)～(11) 略</p> <p>3 要配慮者や女性<u>及び性的マイノリティ</u>を考慮した避難施設・設備の整備 (1)～(5) 略</p> <p>4 略</p> <p>第5 略</p> <p>第6 避難所の運営 市町村は、自主防災組織などと協力して、避難所運営に関する以下の対策を実施する。 1～4 略</p> <p>5 <u>女性や性的マイノリティ</u>の多様な視点の取り入れ、プライバシーの確保 <u>市町村は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。</u></p> <p>市町村は、住民主体の避難所運営組織と連携し、避難所の設営や運営において、女性や性的マイノリティをはじめとする多様な視点を幅広く取り入れて、誰もが最低限健康を維持できる環境づくりを目的とし、設備面の改善や住民への意識啓発等の対応を進めるものとする。県は住民への啓発や市町村への支援、助言を行う。</p> <p>県、市町村は、全ての避難者が安心して過ごせるよう、避難所におけるプライバシーの確保のため、間仕切りカーテン等を確保する。また、警察と連携し、盗難や性暴力等の犯罪抑止対策に努める。</p> <p>市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。</p> <p>6～7 略</p> <p>第7～第9 略</p>	<p>R4 防災基本計画修正に基づく</p> <p>奈良県人権施策に関する基本計画による</p> <p>同上</p> <p>R3 防災基本計画修正に基づく</p> <p>奈良県人権施策に関する基本計画による</p>
<p>第4節 要配慮者の安全確保計画 (防災統括室、福祉医療部)</p> <p>第1～第5 略</p> <p>第6 避難所における対策 1 福祉避難所の整備 一般の避難所は階段や段差が多いこと、障害者用のトイレがないことなど、必ずしも要配慮者に配慮したものになっていない場合が多く、また常時介護が必要な者にとっては、一般の避難所での生活は困難を強いられることが考えられる。このため、市町村は、</p>	<p>第4節 要配慮者の安全確保計画 (防災統括室、福祉医療部)</p> <p>第1～第5 略</p> <p>第6 避難所における対策 1 福祉避難所の整備 一般の避難所は階段や段差が多いこと、障害者用のトイレがないことなど、必ずしも要配慮者に配慮したものになっていない場合が多く、また常時介護が必要な者にとっては、一般の避難所での生活は困難を強いられることが考えられる。このため、市町村は、</p>	

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】
<p>福祉避難所について、バリアフリー化など、要配慮者の円滑な利用が確保された施設を選定し、指定福祉避難所として指定するよう努めるものとし、指定する際は、受入を想定しない避難者が避難してくることがないように、受入対象者を特定して公示するものとする。なお、市町村は本公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、避難が必要となった際に要配慮者が福祉避難所へ直接避難できるよう努めるものとする。</p> <p>また、市町村は、要配慮者が必要な生活支援や相談が受けられるなど、安心して生活できる体制が整えられ、滞在するために必要な居室が確保された社会福祉施設や旅館・ホテル等を福祉避難所として指定する必要がある。平時において、あらかじめ受入可能人数や受入条件等を明確にして、施設側と協定を結んでおくことが求められる。</p> <p>なお、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等も参照し、福祉避難所の量的確保にも努めるとともに、その際に、耐震化、要配慮者に配慮したバリアフリー化や要配慮者が使うことが想定される物資（紙おむつ、ストーマ用装具、粉ミルク等）の備蓄を行う。県は、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」など、福祉避難所に関する情報を市町村に周知を行っていくとともに、避難者の受入訓練についても、関係課と連携して進めるよう市町村に促していく。</p> <p>また、福祉避難所に関する情報が地域住民に正しく理解され、浸透するよう市町村と連携し、周知・広報を行う。</p> <p>2 略</p> <p>第7～第9 略</p>	<p>福祉避難所について、バリアフリー化など、要配慮者の円滑な利用が確保された施設を選定し、指定福祉避難所として指定するよう努めるものとし、指定する際は、受入を想定しない避難者が避難してくることがないように、受入対象者を特定して公示するものとする。なお、市町村は本公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、避難が必要となった際に要配慮者が福祉避難所へ直接避難できるよう努めるものとする。</p> <p>また、市町村は、要配慮者が必要な生活支援や相談が受けられるなど、安心して生活できる体制が整えられ、滞在するために必要な居室が確保された社会福祉施設や旅館・ホテル等を福祉避難所として指定する必要がある。平時において、あらかじめ受入可能人数や受入条件等を明確にして、施設側と協定を結んでおくことが求められる。</p> <p>なお、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等も参照し、福祉避難所の量的確保にも努めるとともに、その際に、耐震化、要配慮者に配慮したバリアフリー化や要配慮者が使うことが想定される物資（紙おむつ、ストーマ用装具、粉ミルク等）の備蓄を行う。<u>特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。</u>県は、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」など、福祉避難所に関する情報を市町村に周知を行っていくとともに、避難者の受入訓練についても、関係課と連携して進めるよう市町村に促していく。</p> <p>また、福祉避難所に関する情報が地域住民に正しく理解され、浸透するよう市町村と連携し、周知・広報を行う。</p> <p>2 略</p> <p>第7～第9 略</p>	<p>R4 防災基本計画修正に基づく</p>
<p style="text-align: center;">第7節 防災訓練計画</p> <p style="text-align: center;">（防災統括室、安全・安心まちづくり推進課等）</p> <p>第1 略</p> <p>第2 県・市町村が実施する訓練</p> <p>1 市町村</p> <p>（1）略</p> <p>（2）各地域での防災訓練</p> <p>また、多くの住民が訓練への参加機会を得られるよう、各地域で、自主防災組織が中心となる「住民参加型」訓練が行われ、実践を通じて地区防災計画の必要性を認識させるとともに、計画策定を奨励するよう努める。</p> <p>「住民参加型」訓練では、特に「住民避難」に重点を置き、要配慮者の参加を含めた多くの住民の参加が得られるよう配慮し、以下のような訓練を実施する。</p> <p>① 安全な避難ルートの確認等のための避難訓練 （要配慮者の避難支援訓練を含む）</p> <p>② 避難所開設・運営訓練 （要配慮者の避難所でのニーズや、被災時の男女のニーズの違い等に配慮）</p> <p>③～⑤ 略</p>	<p style="text-align: center;">第7節 防災訓練計画</p> <p style="text-align: center;">（防災統括室、安全・安心まちづくり推進課等）</p> <p>第1 略</p> <p>第2 県・市町村が実施する訓練</p> <p>1 市町村</p> <p>（1）略</p> <p>（2）各地域での防災訓練</p> <p>また、多くの住民が訓練への参加機会を得られるよう、各地域で、自主防災組織が中心となる「住民参加型」訓練が行われ、実践を通じて地区防災計画の必要性を認識させるとともに、計画策定を奨励するよう努める。</p> <p>「住民参加型」訓練では、特に「住民避難」に重点を置き、要配慮者の参加を含めた多くの住民の参加が得られるよう配慮し、以下のような訓練を実施する。</p> <p>① 安全な避難ルートの確認等のための避難訓練 （要配慮者の避難支援訓練を含む）</p> <p>② 避難所開設・運営訓練 （要配慮者の避難所でのニーズや、被災時の男女 <u>及び性的マイノリティ</u> のニーズの違い等に配慮）</p> <p>③～⑤ 略</p>	<p>奈良県人権施策に関する基本計画による</p>

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】
<p>2～3 略</p> <p>第3～第4 略</p>	<p>2～3 略</p> <p>第3～第4 略</p>	
<p>第12節 まちの防災構造の強化計画 （地域デザイン推進局）</p> <p>第1～第4 略</p>	<p>第12節 まちの防災構造の強化計画 （<u>県土マネジメント部、地域デザイン推進局、水循環・森林・景観環境部、食と農の振興部</u>）</p> <p>第1～第4 略</p> <p><u>第5 盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえた是正指導等の実施</u> <u>県は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、是正措置を講じる必要性が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去等の是正指導等を行うものとする。また、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行う。</u></p>	<p>R4 防災基本計画 修正に基づく</p>
<p>第15節 ライフライン施設の災害予防計画 （防災統括室、水循環・森林・景観環境部、県土マネジメント部、水道局、ライフライン関係機関）</p> <p>第1～第3 略</p> <p>第4 電信電話施設</p> <p>1 略</p> <p>2 株式会社ドコモCS関西（携帯電話） 株式会社ドコモCS関西は、NTTグループで定めている「防災業務計画」に基づき、以下のとおり実施する。</p> <p>（1）防災教育、防災訓練、総合防災訓練への参加</p> <p>① 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社員の安全確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切に防災業務を遂行しうよう防災に関する教育を実施する。</p> <p>② 防災を円滑、かつ迅速に実施するため、防災訓練を年1回以上実施する。</p> <p>③ 中央防災会議、或いは地方防災会議等が主催して行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。</p> <p>（2）電気通信設備等に対する防災計画</p>	<p>第15節 ライフライン施設の災害予防計画 （防災統括室、水循環・森林・景観環境部、県土マネジメント部、水道局、ライフライン関係機関）</p> <p>第1～第3 略</p> <p>第4 電信電話施設</p> <p>1 略</p> <p>2 株式会社ドコモCS関西（携帯電話） 株式会社ドコモCS関西は、NTTグループで定めている「防災業務計画」に基づき、以下のとおり実施する。</p> <p><u>（1）防災教育</u> <u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社員の安全確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切に防災業務を遂行しうよう防災に関する教育を実施する。</u></p> <p><u>（2）防災訓練</u> <u>防災を円滑、かつ迅速に実施するため、防災訓練を年1回以上実施する。</u></p> <p>① <u>災害予報及び警報の伝達</u> ② <u>非常招集</u> ③ <u>災害時における通信そ通確保</u> ④ <u>各種災害対策用機器の操作</u> ⑤ <u>電気通信設備等の災害応急復旧</u> ⑥ <u>消防及び水防</u> ⑦ <u>避難及び救護</u></p> <p><u>（3）総合防災訓練への参加</u> <u>中央防災会議、或いは地方防災会議等が主催して行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。</u></p> <p><u>（4）電気通信設備等に対する防災計画</u></p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】
<p>①～④ 略 (3) 重要通信の確保 ①～③ 略 (4) 災害対策用機器及び車両等の配備 略 (5) 災害対策用資機材等の確保と整備 ①～⑥ 略 3～4 略</p>	<p>①～④ 略 (5) 重要通信の確保 ①～③ 略 (6) 災害対策用機器及び車両等の配備 略 (7) 災害対策用資機材等の確保と整備 ①～⑥ 略 3～4 略 <u>5 楽天モバイル株式会社（携帯電話）</u> <u>(1) 関係機関との連絡調整</u> <u>災害対策を円滑に実施するために、電気通信事業者として、災害発生時に円滑な対応が図られるよう、平素から社外関係機関と密接な連携を行う。</u> <u>① 本社における対応</u> <u>ア 総務省、内閣府およびその他関係政府機関ならびに関係機関と防災業務計画に関し連絡調整を図る。</u> <u>イ 災害時には国に設置される災害対策本部等と緊密な連携を保ち、防災業務計画の円滑・適切な遂行に努める。</u> <u>ウ 円滑な災害復旧、重要通信の確保等を図るため、地域の統括・調整機能を発揮する。</u> <u>② 地域における対応</u> <u>ア 当該区域を管轄する関係機関、地方公共団体と防災業務計画に関し連絡調整を図る。</u> <u>イ 平常時には当該地方公共団体の防災会議等と、また災害時には当該地方公共団体の各災害対策本部等と緊密な連携を保ち、防災業務計画の円滑・適切な遂行に努める。</u> <u>(2) 通信設備等の高信頼化</u> <u>電気通信設備等の防災設計を行い、災害が発生した場合においても通信を確保するために、主要な伝送路を多ルート構成またはリング構成とする等、通信網の整備を行う。</u> <u>(3) 重要通信を確保する</u> <u>災害時には、設備の状況を監視しつつ必要に応じてトラヒックコントロールを行い電気通信の疎通を図り、重要通信を確保する。</u> <u>(4) 災害対策用機器および車両等の配備</u> <u>災害発生時において通信を確保し、災害を迅速に復旧するために保管場所を定め、通信機器、運搬用車両その他災害対策用機器等を配備する。</u> <u>(5) 防災に関する教育、訓練</u> <u>災害の発生、または発生するおそれがある場合において、社員の安全確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切な防災業務を遂行しうるよう、防災に関する教育を実施する。また、防災業務を円滑かつ迅速に実施するため、災害予報・警報の伝達、通信疎通確保、および、災害対策用機器の操作等の防災訓練を実施する。</u></p>	<p>指定公共機関に指定されたことによる</p>
<p>第5 都市ガス（ガス事業者）</p> <p>1 大阪ガス株式会社 (1)～(5) 略 2～5 略</p>	<p>第5 都市ガス（ガス事業者）</p> <p>1 <u>大阪ガス株式会社・大阪ガスネットワーク株式会社（北東部事業部）</u> (1)～(5) 略 2～5 略</p>	<p>導管部門分社化に伴う</p>

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】
<p style="text-align: center;">第16節 道路等の災害応急対策計画 （水循環・森林・景観環境部、食と農の振興部、県土マネジメント部）</p> <p>第1 被害状況の把握と情報発信 1～2 略 3 関係機関との連携 （1）～（2） 略 （3）近畿地方整備局、NEXCO西日本等との協力 近畿地方整備局と連携し、より広域的な情報発信や隣接府県の情報収集を行う。また、大規模自然災害等により高度な技術的支援を必要とする場合は、迅速に整備局の支援活動（リエゾン、TEC-FORCE）を受け、被害の拡大防止や応急復旧を図る。 一方、NEXCO西日本とは「包括的相互協力協定書」第3条に基づく「災害時などにおける相互協力に関する協定書」に基づき、災害時等における相互協力を行う。</p> <p>（4）略 4～5 略</p> <p>第2～第5 略</p>	<p style="text-align: center;">第16節 道路等の災害応急対策計画 （水循環・森林・景観環境部、食と農の振興部、県土マネジメント部）</p> <p>第1 被害状況の把握と情報発信 1～2 略 3 関係機関との連携 （1）～（2） 略 （3）近畿地方整備局、NEXCO西日本等との協力 近畿地方整備局と連携し、より広域的な情報発信や隣接府県の情報収集を行う。また、大規模自然災害等により高度な技術的支援を必要とする場合は、迅速に整備局の支援活動（リエゾン、TEC-FORCE）を受け、被害の拡大防止や応急復旧を図る。 一方、NEXCO西日本とは「包括的相互協力協定書」第3条に基づく「災害時などにおける相互協力に関する協定書」に基づき、災害時等における相互協力を行う。 <u>なお、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、道路管理者及び地方整備局、地方運輸局等を中心とする関係機関は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、相互に連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>（4）略 4～5 略</p> <p>第2～第5 略</p>	<p>R4 防災基本計画修正に基づく</p>
<p style="text-align: center;">第17節 防災体制の整備計画 （防災統括室、総務部、県土マネジメント部、地域デザイン推進局）</p> <p>第1 県の活動体制 1～2 3 防災拠点 （1） 略 （2） 広域防災拠点 全国の防災機関から災害応急対策活動に係る応援を受けるために、アクセス性に加え、一定の敷地面積を有する施設 県は、広域防災拠点を予め指定するとともに、関係機関相互の応援が円滑に行えるよう警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、物資輸送等の救援活動拠点としての環境整備を進めるものとする。 現行の広域防災拠点は、当面以下の4施設を指定するが、インターチェンジとの近接性、耐震性等課題があるため、今後、他の県有施設、国有または市町村有施設のうち、活動拠点となり得る施設の指定について、国、市町村の協力を得て、積極的に検討を進める。 また、国土交通省より「防災道の駅」として選定された中町「道の駅」（奈良市）について整備を進め、広域防災拠点としての指定を目指す。</p>	<p style="text-align: center;">第17節 防災体制の整備計画 （防災統括室、総務部、県土マネジメント部、地域デザイン推進局）</p> <p>第1 県の活動体制 1～2 3 防災拠点 （1） 略 （2） 広域防災拠点 全国の防災機関から災害応急対策活動に係る応援を受けるために、アクセス性に加え、一定の敷地面積を有する施設 県は、<u>以下の施設を</u>広域防災拠点として予め指定するとともに、関係機関相互の応援が円滑に行えるよう警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、物資輸送等の救援活動拠点としての環境整備を進めるものとする。 現行の広域防災拠点は、当面以下の4施設を指定するが、インターチェンジとの近接性、耐震性等課題があるため、今後、他の県有施設、国有または市町村有施設のうち、活動拠点となり得る施設の指定について、国、市町村の協力を得て、積極的に検討を進める。 <u>また、国土交通省より「防災道の駅」として選定された中町「道の駅」（奈良市）、および平城宮跡歴史公園（南側エリア）（奈良市）について整備を進める。</u></p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】
<p>【広域防災拠点指定施設】</p> <p>① 県営競輪場 ② 第二浄化センター ③ 消防学校 ④ 吉野川浄化センター</p> <p>（3）大規模広域防災拠点 南海トラフ巨大地震などの大規模災害発生時に、県外からの支援を受けるとともに、紀伊半島全体の後方支援拠点としての機能を担う面からも、固定翼機の離発着が可能な滑走路等を備えた県の大規模広域防災拠点を、「奈良県大規模広域防災拠点整備基本計画（令和3年6月）」に基づき、整備する。</p> <p>4 略</p> <p>第2 略</p> <p>第3 防災関係情報の共有化 県、市町村、その他防災関係機関は、それぞれが把握する被災・復旧情報、観測情報等を迅速・的確に収集する体制の整備を図るとともに、防災関係機関相互で情報の共有化を図る。</p> <p>第4 略</p> <p>第5 大規模停電対策</p> <p>1 略</p> <p>2 県、市、公共機関及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や通信途絶</p>	<p>【広域防災拠点指定施設】</p> <p>① 県営競輪場 ② 第二浄化センター ③ 消防学校 ④ 吉野川浄化センター <u>⑤ 馬見丘陵公園</u> <u>⑥ 都祁生涯スポーツセンター</u> <u>⑦ 宇陀市総合体育館</u> <u>⑧ 昴の郷</u> <u>⑨ 下北山スポーツ公園</u></p> <p>（3）大規模広域防災拠点 南海トラフ巨大地震などの大規模災害発生時に、県外からの支援を受けるとともに、紀伊半島全体の後方支援拠点としての機能を担う面からも、固定翼機の離発着が可能な滑走路等を備えた県の大規模広域防災拠点を、「奈良県大規模広域防災拠点整備基本計画（令和3年6月）」に基づき、整備を進めている。 <u>防災機能の早期効果発現のため、関係機関との調整を図りながら、大規模広域防災拠点の整備段階に応じた利活用を行う。</u> <u>また、大規模広域防災拠点と県内の広域防災拠点の連携のあり方等について検討を進める。</u></p> <p>4 略</p> <p>第2 略</p> <p>第3 防災関係情報の共有化</p> <p><u>1 県、市町村、その他防災関係機関は、それぞれが把握する被災・復旧情報、観測情報等を迅速・的確に収集する体制の整備を図るとともに、防災関係機関相互で情報の共有化を図る。</u></p> <p><u>2 県は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくものとする。</u></p> <p><u>3 水位周知河川を中心に選定した対象市町村について、県、市町村及び气象台などの関係機関と連携の上、防災関係機関毎の時系列の防災行動計画をまとめた水害対応タイムラインを作成するものとする。また必要に応じて見直しを行うとともに、効果的な運用に努めるものとする。</u></p> <p>第4 略</p> <p>第5 大規模停電対策</p> <p>1 略</p> <p>2 県、市、公共機関及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、<u>再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや外部給電可能な電動車の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、</u>十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食</p>	<p>広域防災拠点の追加</p> <p>大規模広域防災拠点の進捗を踏まえて修正</p> <p>記載の適正化</p> <p>R4 防災基本計画修正に基づく</p> <p>R4 防災基本計画修正に基づく</p> <p>R4 防災基本計画修正に基づく</p>

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】
<p>時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図るものとする。</p> <p>3～7 略</p>	<p>料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図るものとする。</p> <p>3～7 略</p>	
<p style="text-align: center;">第19節 通信体制の整備計画</p> <p style="text-align: center;">（防災統括室、総務部、水循環・森林・景観環境部、食と農の振興部、県土マネジメント部）</p> <p>第1 略</p> <p>第2 市町村防災行政無線設備</p> <p>1 現況</p> <p>市町村が防災情報を収集し、また住民に対して防災情報を周知する為の手段に市町村防災行政無線等がある。令和2年3月末現在、市町村防災行政無線は、県内39市町村の内33市町村で整備済みであり、市町村防災行政無線を補完する全国瞬時警報システム（J－ALERT）や緊急情報ネットワークシステム（E m－N e t）は全市町村で整備済みである。</p> <p>（1）～（2） 略</p> <p>2～3 略</p> <p>第3～第10 略</p>	<p style="text-align: center;">第19節 通信体制の整備計画</p> <p style="text-align: center;">（防災統括室、総務部、水循環・森林・景観環境部、食と農の振興部、県土マネジメント部）</p> <p>第1 略</p> <p>第2 市町村防災行政無線設備</p> <p>1 現況</p> <p>市町村が防災情報を収集し、また住民に対して防災情報を周知する為の手段に市町村防災行政無線等がある。<u>令和3年3月末現在</u>、市町村防災行政無線は、県内39市町村の内33市町村で整備済みであり、市町村防災行政無線を補完する全国瞬時警報システム（J－ALERT）や緊急情報ネットワークシステム（E m－N e t）は全市町村で整備済みである。</p> <p>（1）～（2） 略</p> <p>2～3 略</p> <p>第3～第10 略</p>	<p>時点修正</p>
<p style="text-align: center;">第21節 支援体制の整備（県外で災害発生の場合）</p> <p style="text-align: center;">（防災統括室、総務部、文化・教育・くらし創造部、県土マネジメント部）</p> <p>第1～第2 略</p> <p>第3 広域防災体制の確立</p> <p>南海トラフ巨大地震などの大規模災害発生時に、県外からの支援を受けるとともに、紀伊半島全体の後方支援拠点としての機能を担う面からも、固定翼機の離発着が可能な滑走路等を備え、消防学校を併設した県の大規模広域防災拠点の整備を、「奈良県大規模広域防災拠点整備基本計画（令和3年6月）」に基づき、整備する</p> <p>第4 略</p>	<p style="text-align: center;">第21節 支援体制の整備（県外で災害発生の場合）</p> <p style="text-align: center;">（防災統括室、総務部、文化・教育・くらし創造部、県土マネジメント部）</p> <p>第1～第2 略</p> <p>第3 広域防災体制の確立</p> <p>南海トラフ巨大地震などの大規模災害発生時に、県外からの支援を受けるとともに、紀伊半島全体の後方支援拠点としての機能を担う面からも、固定翼機の離発着が可能な滑走路等を備えた県の大規模広域防災拠点の整備を、「奈良県大規模広域防災拠点整備基本計画（令和3年6月）」に基づき、整備を進めている。</p> <p><u>防災機能の早期効果発現のため、関係機関との調整を図りながら、大規模広域防災拠点の整備段階に応じた利活用を行う。</u></p> <p><u>また、大規模広域防災拠点と県内の広域防災拠点の連携のあり方等について検討を進める。</u></p> <p>第4 略</p>	<p>大規模広域防災拠点の進捗を踏まえて修正</p>
<p style="text-align: center;">第22節 受援体制の整備（県内で災害発生の場合）</p> <p style="text-align: center;">（防災統括室、総務部、文化・教育・くらし創造部、県土マネジメント部）</p>	<p style="text-align: center;">第22節 受援体制の整備（県内で災害発生の場合）</p> <p style="text-align: center;">（防災統括室、総務部、文化・教育・くらし創造部、県土マネジメント部）</p>	

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】
<p>第1～第2 略</p> <p>第3 広域防災体制の確立 南海トラフ巨大地震などの対応基地として、また紀伊半島の支援の拠点として備蓄庫・ヘリポート等を備え、消防学校を併設した県の大規模広域防災拠点の整備を図る。</p> <p>第4 略</p>	<p>第1～第2 略</p> <p>第3 広域防災体制の確立 南海トラフ巨大地震などの対応基地として、また紀伊半島の支援の拠点として備蓄庫・ヘリポート等を備えた県の大規模広域防災拠点の整備を<u>進めている。</u> <u>防災機能の早期効果発現のため、関係機関との調整を図りながら、大規模広域防災拠点の整備段階に応じた利活用を行う。</u> <u>また、大規模広域防災拠点と県内の広域防災拠点の連携のあり方等について検討を進める。</u></p> <p>第4 略</p>	<p>大規模広域防災拠点の進捗を踏まえて修正</p>
<p style="text-align: center;">第27節 食料、生活必需品の確保計画 (防災統括室、福祉医療部、産業・観光・雇用振興部、食と農の振興部)</p> <p>第1 県、市町村、住民の役割分担</p> <p>1 略</p> <p>2 市町村の役割 市町村は、被災した住民や一時的滞在者に対して物資を供給するために、物資の調達及び供給計画を策定し、その計画に基づき地域に即した方法等により調達及び供給を行うための環境整備に努める。特に災害発生時に、被災した住民へ物資を円滑に供給するために、民間の施設やノウハウを活用できるよう整備に努める。</p> <p>3 県の役割 県は、被災住民に供給する生活必需品や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等及び市町村の要請を受けて必要となる物資の広域的かつ一元的な調達及び供給を行うための環境及び体制の整備に努めるとともに、市町村における計画策定にかかる助言を行う。特に災害発生時に、被災した市町村へ物資を円滑に供給するために、協定等に基づき倉庫協会等の民間の施設及び物流事業者等のノウハウを活用する。</p> <p>第2～第4 略</p>	<p style="text-align: center;">第27節 食料、生活必需品の確保計画 (防災統括室、福祉医療部、産業・観光・雇用振興部、食と農の振興部)</p> <p>第1 県、市町村、住民の役割分担</p> <p>1 略</p> <p>2 市町村の役割 市町村は、被災した住民や一時的滞在者に対して物資を供給するために、物資の調達及び供給計画を策定し、その計画に基づき地域に即した方法等により調達及び供給を行うための環境整備に努める。特に災害発生時に、被災した住民へ物資を円滑に供給するために、民間の施設やノウハウを活用できるよう整備に努める。 <u>また、災害発生時は避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。</u></p> <p>3 県の役割 県は、被災住民に供給する生活必需品や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等及び市町村の要請を受けて必要となる物資の広域的かつ一元的な調達及び供給を行うための環境及び体制の整備に努めるとともに、市町村における計画策定にかかる助言を行う。特に災害発生時に、被災した市町村へ物資を円滑に供給するために、協定等に基づき倉庫協会等の民間の施設及び物流事業者等のノウハウを活用する。 <u>また、災害発生時は市町村を通じて、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズに留意し、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。</u></p> <p>第2～第4 略</p>	<p>R4 防災基本計画修正に基づく</p> <p>R4 防災基本計画修正に基づく</p>
<p style="text-align: center;">第29節 総合的な水害防止対策 (県土マネジメント部)</p> <p>第1～第5 略</p> <p>第6 洪水氾濫による被害軽減対策 局地的大雨や集中豪雨等に伴う大規模な浸水被害や土砂災害に備え、国、県、市町村が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計</p>	<p style="text-align: center;">第29節 総合的な水害防止対策 (県土マネジメント部)</p> <p>第1～第5 略</p> <p>第6 洪水氾濫による被害軽減対策 <u>近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、</u>国、県、市町村が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計</p>	<p>R4 防災基本計画修正に基づく</p>

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】
<p>画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とした「大和川上流部大規模氾濫に関する減災対策協議会」、「奈良県紀の川圏域大規模氾濫に関する減災対策協議会」、「木津川上流部大規模水害・土砂災害に関する減災対策協議会」及び「熊野川上流部の総合的な減災対策協議会」を活用し下記の取組を推進する。</p> <p>1 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。</p> <p>2 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。</p> <p>3 毎年、出水期前に協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。</p> <p>4 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。</p>	<p>的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とした「<u>大規模氾濫減災対策協議会</u>」（※1）、「<u>流域治水協議会</u>」（※2）を活用し、<u>国、流域自治体、企業、住民等、あらゆる関係者が協働して下記の取組を推進する。</u></p> <p><u>（※1）大規模氾濫減災協議会……</u>「大和川上流部大規模氾濫に関する減災対策協議会」、「<u>紀の川上流部大規模氾濫に関する減災対策協議会</u>」、「奈良県紀の川圏域大規模氾濫に関する減災対策協議会」、「木津川上流部大規模水害・土砂災害に関する減災対策協議会」及び「熊野川上流部の総合的な減災対策協議会」</p> <p>1 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。</p> <p>2 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。</p> <p>3 毎年、出水期前に協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。</p> <p>4 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する</p> <p><u>（※2）流域治水協議会……</u>「大和川上流部流域治水部会」、「<u>紀の川流域治水協議会</u>」、「<u>淀川流域治水協議会</u>」、「<u>熊野川流域治水協議会</u>」</p> <p>1. <u>集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域治水の取組を推進するための密接な連携体制を構築する。</u></p> <p>2. <u>流域のあらゆる関係者が協働して行う対策として、氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策、被害対象を減少させるための対策、被害の軽減、早期復旧・復興のための対策の充実を図る。</u></p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>
<p style="text-align: center;">第31節 水害への備え (県土マネジメント部)</p> <p>第1 洪水浸水想定区域における避難確保の措置、洪水ハザードマップの周知</p> <p>1 洪水浸水想定区域の指定・公表 水防法により国土交通大臣及び知事は、洪水予報河川及び水位情報周知河川について、洪水浸水想定区域の指定を行う。また、指定した洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深、浸水した場合に想定される浸水の継続時間及び家屋倒壊等氾濫想定区域を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。</p> <p>2～4 略</p> <p>第2～第4 略</p> <p>第4 情報共有 県は、住民の避難活動を迅速かつ的確に実施するための危機管理型水位計及び簡易型河川監視カメラの設置を進める。</p>	<p style="text-align: center;">第31節 水害への備え (県土マネジメント部)</p> <p>第1 洪水浸水想定区域における避難確保の措置、洪水ハザードマップの周知</p> <p>1 洪水浸水想定区域の指定・公表 水防法により国土交通大臣及び知事は、洪水予報河川、水位情報周知河川等について、洪水浸水想定区域の指定を行う。また、指定した洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深、浸水した場合に想定される浸水の継続時間及び家屋倒壊等氾濫想定区域を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。</p> <p>2～4 略</p> <p>第2～第4 略</p> <p>第4 情報共有 県は、住民の避難活動を迅速かつ的確に実施するため、<u>従来の水位計やカメラに加え、危機管理型水位計及び簡易型河川監視カメラによる情報提供を行う。</u></p>	<p>記載の適正化</p> <p>時点修正</p>
<p style="text-align: center;">第35節 砂防設備計画 (県土マネジメント部)</p>	<p style="text-align: center;">第35節 砂防設備計画 (県土マネジメント部)</p>	

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】
<p>第1 土砂災害に係る危険箇所・区域の指定・公表</p> <p>1 砂防指定地（法規制区域）</p> <p>砂防指定地とは、土砂の流出による被害を防止するため、砂防設備を設置しまたは当該区域で行われる一定の行為、若しくは制限を行う区域のことをいう。砂防指定地の指定により当該区域に砂防法が適用されることになる。（令和3年8月13日現在1,764箇所）</p> <p>2～4 略</p> <p>第2～第3 略</p>	<p>第1 土砂災害に係る危険箇所・区域の指定・公表</p> <p>1 砂防指定地（法規制区域）</p> <p>砂防指定地とは、土砂の流出による被害を防止するため、砂防設備を設置しまたは当該区域で行われる一定の行為、若しくは制限を行う区域のことをいう。砂防指定地の指定により当該区域に砂防法が適用されることになる。（<u>令和4年6月1日</u>現在1,767箇所）</p> <p>2～4 略</p> <p>第2～第3 略</p>	<p>時点修正</p>
<p style="text-align: center;">第36節 地すべり防止施設計画</p> <p style="text-align: center;">（県土マネジメント部）</p> <p>第1 土砂災害に係る危険箇所・区域の指定・公表</p> <p>1 地すべり防止区域（法規制区域）</p> <p>地すべり防止区域は、地すべりしている区域及びこれらに隣接する区域のうち地すべりを誘発、助長する区域について指定され、地すべりの防止に有害な行為を制限する区域を言う。（令和3年8月13日現在61箇所）</p> <p>2～3 略</p> <p>第2～第3 略</p>	<p style="text-align: center;">第36節 地すべり防止施設計画</p> <p style="text-align: center;">（県土マネジメント部）</p> <p>第1 土砂災害に係る危険箇所・区域の指定・公表</p> <p>1 地すべり防止区域（法規制区域）</p> <p>地すべり防止区域は、地すべりしている区域及びこれらに隣接する区域のうち地すべりを誘発、助長する区域について指定され、地すべりの防止に有害な行為を制限する区域を言う。（<u>令和4年6月1日</u>現在61箇所）</p> <p>2～3 略</p> <p>第2～第3 略</p>	<p>時点修正</p>
<p style="text-align: center;">第37節 急傾斜地崩壊防止施設計画</p> <p style="text-align: center;">（県土マネジメント部）</p> <p>第1 土砂災害に係る危険箇所・区域の指定・公表</p> <p>1 急傾斜地崩壊危険区域（法規制区域）</p> <p>急傾斜地崩壊危険区域は、崩壊のおそれのある急傾斜地（傾斜度が30度以上ある土地）で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及び、これらに隣接する区域のうちがけ崩れを誘発、助長する区域について指定され、急傾斜地崩壊防止に有害な行為を制限する区域を言う。（令和3年8月13日現在529箇所）</p> <p>2～4 略</p> <p>第2～第3 略</p>	<p style="text-align: center;">第37節 急傾斜地崩壊防止施設計画</p> <p style="text-align: center;">（県土マネジメント部）</p> <p>第1 土砂災害に係る危険箇所・区域の指定・公表</p> <p>1 急傾斜地崩壊危険区域（法規制区域）</p> <p>急傾斜地崩壊危険区域は、崩壊のおそれのある急傾斜地（傾斜度が30度以上ある土地）で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及び、これらに隣接する区域のうちがけ崩れを誘発、助長する区域について指定され、急傾斜地崩壊防止に有害な行為を制限する区域を言う。（<u>令和4年6月1日</u>現在533箇所）</p> <p>2～4 略</p> <p>第2～第3 略</p>	<p>時点修正</p>
<p style="text-align: center;">第38節 山地災害予防計画</p> <p style="text-align: center;">（水循環・森林・景観環境部）</p> <p>第1 森林管理・環境保全</p> <p>本県の全面積は369千haで、このうち森林面積は77%を占めており、このうち民有林面積は270千haで森林面積の95%にあたっている。</p>	<p style="text-align: center;">第38節 山地災害予防計画</p> <p style="text-align: center;">（水循環・森林・景観環境部）</p> <p>第1 森林管理・環境保全</p> <p>本県の全面積は369千haで、このうち森林面積は77%を占めており、このうち民有林面積は270千haで森林面積の95%にあたっている。</p>	

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】
<p>令和2年度当初における民有林人工林面積は167,768haで、間伐等の保育を必要とする人工林が民有林人工林面積の62%を占め、県土の保全上、森林の整備の推進が急務となっている。</p> <p>そこで、新たな森林環境管理制度により森林の4機能（森林資源生産、防災、生物多様性保全及びレクリエーション）を高度に発揮させるため、目指すべき森林（恒続林、適正人工林、自然林及び天然林）への誘導に取り組むものとする。</p> <p>特に恒続林など針葉樹と広葉樹が混交する森林は、地中部では根が複雑に張り巡り、地上部では複数の樹種・高さの異なる樹種と草本類に覆われることから、崩壊しにくく、上部で崩壊した土砂を受け止める効果が高くなるため、混交林への誘導に取り組むものとする。</p> <p>第2～第4 略</p>	<p>令和3年度当初における民有林人工林面積は167,779haで、間伐等の保育を必要とする人工林が民有林面積の62%を占め、県土の保全上、森林の整備の推進が急務となっている。</p> <p>そこで、新たな森林環境管理制度により森林の4機能（森林資源生産、防災、生物多様性保全及びレクリエーション）を高度に発揮させるため、目指すべき森林（恒続林、適正人工林、自然林及び天然林）への誘導に取り組むものとする。</p> <p>特に恒続林など針葉樹と広葉樹が混交する森林は、地中部では根が複雑に張り巡り、地上部では複数の樹種・高さの異なる樹種と草本類に覆われることから、崩壊しにくく、上部で崩壊した土砂を受け止める効果が高くなるため、混交林への誘導に取り組むものとする。</p> <p>第2～第4 略</p>	<p>時点修正 記載の適正化</p>
<p style="text-align: center;">第39節 ため池災害予防計画 (食と農の振興部)</p> <p>第1 現況 本県には、約4,300余箇所の農業用ため池があり、これらの多くは、江戸時代から明治期に築造されたため池である。 大規模地震や台風、集中豪雨等によるため池の決壊による下流への被害を未然に防止するため、ため池の老朽化や下流への影響等を考慮し、危険度が高いため池について整備を行う必要があり、堤体の断面・余水吐などの状況確認や人家・公共施設など下流の状況確認などの点検を行うとともに、整備が必要なため池について、毎年市町村等からの申請に基づき事業を実施している。</p> <p>第2 略</p>	<p style="text-align: center;">第39節 ため池災害予防計画 (食と農の振興部)</p> <p>第1 現況 本県には、約4,200余箇所の農業用ため池があり、これらの多くは、江戸時代から明治期に築造されたため池である。 大規模地震や台風、集中豪雨等によるため池の決壊による下流への被害を未然に防止するため、ため池の老朽化や下流への影響等を考慮し、危険度が高いため池について整備を行う必要があり、堤体の断面・余水吐などの状況確認や人家・公共施設など下流の状況確認などの点検を行うとともに、整備が必要なため池について、毎年市町村等からの申請に基づき事業を実施している。</p> <p>第2 略</p>	<p>時点修正</p>
<p style="text-align: center;">第43節 原子力災害予防計画 (防災統括室、関係部局)</p> <p>第1 原子力発電所事故対策 1 略 2 略 3 略 5 略 6 略</p> <p>第2 その他の原子力事業所の事故への対策 1 略 3 環境放射線モニタリング体制の整備 (1)～(4) 略</p>	<p style="text-align: center;">第43節 原子力災害予防計画 (防災統括室、関係部局)</p> <p>第1 原子力発電所事故対策 1 略 2 略 3 略 4 略 5 略</p> <p>第2 その他の原子力事業所の事故への対策 1 略 2 環境放射線モニタリング体制の整備 (1)～(4) 略</p>	<p>記載の適正化 記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】
<p style="text-align: center;">第1節 避難行動計画 (防災統括室等)</p> <p>第1 避難指示等の発令</p> <p>1 略</p> <p>2 避難指示等の発令</p> <p>市町村長は、積極的な災害情報の収集に努め、気象情報や河川水位情報、土砂災害警戒情報等を基に、予め作成した発令基準にのっとり、避難指示等を発令する。その際、避難時間等を考慮した早めの発令を心がけ、躊躇なく発令し、速やかに居住者等に伝えなければならない。また、台風による大雨発生など事前に予測可能な場合は、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達するよう努める。</p> <p>県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市町村に積極的に助言する。また、県は市町村長による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、市町村長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。</p> <p>災害の種類によって以下の事項に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水害 被害が広範囲に及ぶことがあることから、避難に必要なリードタイムを考慮して、浸水が想定される区域に速やかに発令する。 ・土砂災害 受け取った住民が危機感を持ち適時適切な避難行動につなげられるよう、土砂災害メッシュ情報などを基にできるだけ対象範囲を絞り込んで発令する。 <p>県及び气象台等は、河川水位情報や土砂災害警戒情報、気象予警報等、避難指示等の判断に際して参照すべき情報を市町村に提供するとともに、状況に応じて注意を喚起する。また、市町村から避難指示等に関する助言を求められた場合は、市町村に対し必要な助言を行うようにする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>3 略</p> <p>第2～第4 略</p>	<p style="text-align: center;">第1節 避難行動計画 (防災統括室等)</p> <p>第1 避難指示等の発令</p> <p>1 略</p> <p>2 避難指示等の発令</p> <p>市町村長は、積極的な災害情報の収集に努め、気象情報や河川水位情報、土砂災害警戒情報等を基に、予め作成した発令基準にのっとり、避難指示等を発令する。その際、避難時間等を考慮した早めの発令を心がけ、躊躇なく発令し、速やかに居住者等に伝えなければならない。また、台風による大雨発生など事前に予測可能な場合は、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達するよう努める。<u>さらに、市町村は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。</u></p> <p>県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市町村に積極的に助言する。また、県は市町村長による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、市町村長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。</p> <p>災害の種類によって以下の事項に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水害 被害が広範囲に及ぶことがあることから、避難に必要なリードタイムを考慮して、浸水が想定される区域に速やかに発令する。 ・土砂災害 受け取った住民が危機感を持ち適時適切な避難行動につなげられるよう、土砂災害メッシュ情報などを基にできるだけ対象範囲を絞り込んで発令する。 <p>県及び气象台等は、河川水位情報や土砂災害警戒情報、気象予警報等、避難指示等の判断に際して参照すべき情報を市町村に提供するとともに、状況に応じて注意を喚起する。また、市町村から避難指示等に関する助言を求められた場合は、市町村に対し必要な助言を行うようにする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>3 略</p> <p>第2～第4 略</p>	<p>R4 防災基本計画修正に基づく</p>
<p style="text-align: center;">第2節 避難生活計画 (防災統括室等)</p> <p>第1～第2 略</p> <p>第3 避難所の運営</p> <p>1 留意事項</p> <p>市町村は、避難所の運営に当たっては、以下の事項に留意するものとし、誰もが健康を維持することができる環境であるよう努める。</p>	<p style="text-align: center;">第2節 避難生活計画 (防災統括室等)</p> <p>第1～第2 略</p> <p>第3 避難所の運営</p> <p>1 留意事項</p> <p>市町村は、避難所の運営に当たっては、以下の事項に留意するものとし、誰もが健康を維持することができる環境であるよう努める。<u>この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所</u></p>	<p>R4 防災基本計画修正に基づく</p>

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】
<p>なお、人手不足や長期化等により、市町村職員や避難者による運営が難しい場合は、県防災統括室に連絡を行うものとする。</p> <p>県は、市町村より連絡を受けた場合は、県職員や他市町村職員等の応援職員の派遣等についてその都度検討を行うものとする。</p> <p>(1) 避難者による自主的な運営</p> <p>(2) 避難所の運営における女性の参画</p> <p>(3) 男女のニーズの違い等、男女双方の視点に対する配慮</p> <p>(4) 要配慮者等配慮を必要とする方のニーズ</p> <p>(5) 役割分担は性別のみに依らないよう配慮する</p> <p>(6) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策</p> <p>(7) 住民票の有無等に関わらない、ホームレスの適切な受入れ</p> <p>2 各段階における主な取組事項</p> <p>各ステージにおける主な取組事項は以下のとおりである。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 展開期</p> <p>展開期とは、災害発生後2日目から約3週間程度までをいい、避難所の規則に従った日常生活を確立する期間である。この時期における主な取組は以下のとおりである。</p> <p>① 自主的な管理運営体制の確立</p> <p>自主防災組織等地域の自治組織の協力を得て避難所運営委員会等を設置し、避難者主体による自主的な避難所の管理運営がなされるようにする。なお、避難者主体の自治組織を設置するにあたっては、女性をはじめとする多様な視点を幅広く取り入れるようにする。</p> <p>② 略</p> <p>③～④ 略</p> <p>⑤ その他</p> <p>(ア)医療関係機関の協力を得て、避難所に医療救護所を設置するよう努める。</p> <p>(イ)女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、男女別のトイレ・更衣室・入浴施設・洗濯干し場や授乳室は、昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する。</p> <p>また、生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布、照明の増設、性暴力・DVについての注意喚起のポスター掲載等による指定避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズ等に配慮した指定避難所の運営管理に努める。</p> <p>(ウ)暑さ寒さ対策に努める。</p> <p>(エ)被災者に対する心身の影響を鑑み、安全安心な居場所の確保に努める。特に、子どもは不安定になりやすいため、キッズスペースの設置などを検討する。</p> <p>(3)～(4) 略</p> <p>3 略</p> <p>第4～第6 略</p>	<p><u>運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。</u></p> <p>なお、人手不足や長期化等により、市町村職員や避難者による運営が難しい場合は、県防災統括室に連絡を行うものとする。</p> <p>県は、市町村より連絡を受けた場合は、県職員や他市町村職員等の応援職員の派遣等についてその都度検討を行うものとする。</p> <p>(1) 避難者による自主的な運営</p> <p>(2) 避難所の運営における女性の参画</p> <p>(3) 男女及び性的マイノリティのニーズの違い等、男女双方の視点に対する配慮</p> <p>(4) 要配慮者等配慮を必要とする方のニーズ</p> <p>(5) 役割分担は性別のみに依らないよう配慮する</p> <p>(6) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策</p> <p>(7) 住民票の有無等に関わらない、ホームレスの適切な受入れ</p> <p>2 各段階における主な取組事項</p> <p>各ステージにおける主な取組事項は以下のとおりである。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 展開期</p> <p>展開期とは、災害発生後2日目から約3週間程度までをいい、避難所の規則に従った日常生活を確立する期間である。この時期における主な取組は以下のとおりである。</p> <p>① 自主的な管理運営体制の確立</p> <p>自主防災組織等地域の自治組織の協力を得て避難所運営委員会等を設置し、避難者主体による自主的な避難所の管理運営がなされるようにする。なお、避難者主体の自治組織を設置するにあたっては、女性や性的マイノリティをはじめとする多様な視点を幅広く取り入れるようにする。</p> <p>② 略</p> <p>③～④ 略</p> <p>⑤ その他</p> <p>(ア)医療関係機関の協力を得て、避難所に医療救護所を設置するよう努める。</p> <p>(イ)女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、男女別のトイレ・更衣室・入浴施設・洗濯干し場や授乳室は、昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する<u>とともに、性的マイノリティが利用しやすいように多目的トイレの設置や個人ごとに入浴できる時間帯の設定などを配慮する。</u></p> <p>また、生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布、照明の増設、性暴力・DVについての注意喚起のポスター掲載等による指定避難所における安全性の確保等、女性及び性的マイノリティや子育て家庭のニーズ等に配慮した指定避難所の運営管理に努める。</p> <p>(ウ)暑さ寒さ対策に努める。</p> <p>(エ)被災者に対する心身の影響を鑑み、安全安心な居場所の確保に努める。特に、子どもは不安定になりやすいため、キッズスペースの設置などを検討する。</p> <p>(3)～(4) 略</p> <p>3 略</p> <p>第4～第6 略</p>	<p>奈良県人権施策に関する基本計画による</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）

今回修正

【備考】

第7節 災害情報の収集・伝達計画

（防災統括室、県土マネジメント部、奈良地方気象台）

第7節 災害情報の収集・伝達計画

（防災統括室、県土マネジメント部、奈良地方気象台）

第1 気象情報の伝達

1 情報の種類

（1）気象予警報等

奈良地方気象台が発表する気象、地象及び洪水に関する注意報、警報、情報（以下「気象予警報等」という。）の種類及び発表基準は次のとおりである。

① 大雨注意報（大雨による災害が発生するおそれがあると予想されるときに発表される）

令和3年6月8日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
北西部	奈良市	9	86
	大和高田市	8	172
	大和郡山市	8	97
	天理市	10	92
	橿原市	10	92
	桜井市	8	95
	御所市	10	92
	生駒市	10	99
	香芝市	9	97
	葛城市	8	101
	平群町	7	112
	三郷町	8	97
	斑鳩町	7	103
	安堵町	8	172
	川西町	10	172
	三宅町	10	172
	田原本町	10	172
	高取町	8	96
	明日香村	8	95
	上牧町	10	103
王寺町	8	97	
広陵町	8	172	
河合町	7	103	
北東部	宇陀市	8	89
	山添村	6	89
五條・北部吉野	五條市北部	8	81
	吉野町	6	94
	大淀町	9	81
	下市町	9	88
南東部	曾爾村	10	136
	御杖村	13	163
	黒滝村	13	156
	天川村	13	132
	下北山村	13	204
	上北山村	13	204
	川上村	13	115
	東吉野村	13	112
南西部	五條市南部	13	130
	野迫川村	13	115
	十津川村	13	144

大雨注意報基準（土砂災害）

[5 km 格子毎の土壌雨量指数]

第1 気象情報の伝達

1 情報の種類

（1））気象予警報等

奈良地方気象台が発表する気象、地象及び洪水に関する注意報、警報、情報（以下「気象予警報等」という。）の種類及び発表基準は次のとおりである。

① 大雨注意報（大雨による災害が発生するおそれがあると予想されるときに発表される）

令和4年5月26日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
北西部	奈良市	9	86
	大和高田市	8	172
	大和郡山市	10	97
	天理市	10	92
	橿原市	10	92
	桜井市	8	95
	御所市	10	92
	生駒市	10	99
	香芝市	9	97
	葛城市	8	101
	平群町	7	112
	三郷町	8	97
	斑鳩町	7	103
	安堵町	8	172
	川西町	10	172
	三宅町	10	172
	田原本町	10	172
	高取町	8	96
	明日香村	8	95
	上牧町	10	103
王寺町	8	97	
広陵町	8	172	
河合町	7	103	
北東部	宇陀市	8	89
	山添村	6	89
五條・北部吉野	五條市北部	8	81
	吉野町	6	94
	大淀町	9	81
	下市町	9	88
南東部	曾爾村	10	136
	御杖村	13	163
	黒滝村	13	156
	天川村	13	132
	下北山村	13	204
	上北山村	13	204
	川上村	13	115
	東吉野村	13	112
南西部	五條市南部	13	130
	野迫川村	11	115
	十津川村	13	144

大雨注意報基準（土砂災害）

[5 km 格子毎の土壌雨量指数]

表の時点修正

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正） 今回修正 【備考】

② 洪水注意報（大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する）

② 洪水注意報（大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する）

令和3年6月8日現在

令和4年5月26日現在

表の時点修正

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*	指定河川洪水予報による基準	
北西部	奈良市	富雄川流域=7.4、佐保川流域=5.6、菩提仙川流域=6.1、地蔵院川流域=4.7、秋篠川流域=6.3、岩井川流域=6.8、能登川流域=4.4、菩提川流域=4	富雄川流域=(8.5.9)、佐保川流域=(8.4.5)、菩提仙川流域=(5.6.1)、地蔵院川流域=(8.3.8)、秋篠川流域=(5.5.6)、岩井川流域=(5.6.8)、能登川流域=(5.4.4)、菩提川流域=(5.3.2)	—	
	大和高田市	葛下川流域=3、曾我川流域=14.5、高田川流域=5.6、大田川流域=3.5、葛城川流域=10.8、土庫川流域=2.8、住吉川流域=2.8	葛下川流域=(6.2.4)、曾我川流域=(5.14.5)、高田川流域=(5.4.8)、葛城川流域=(5.9.4)、土庫川流域=(6.2)、住吉川流域=(5.2.8)	—	
	大和郡山市	富雄川流域=9.9、佐保川流域=17.4、高瀬川流域=5.4、地蔵院川流域=5.6、秋篠川流域=10.8	富雄川流域=(8.7.9)、佐保川流域=(8.13.9)、高瀬川流域=(8.4.3)、地蔵院川流域=(8.4.5)	大和川上流[板東]	
	天理市	布目川流域=4.8、大和川流域=17.8、寺川流域=14.2、布留川北流流域=3.3、布留川流域=7.8、西門川流域=3.6、真面堂川流域=5.8、高瀬川流域=4、菩提仙川流域=6.3	布目川流域=(5.4.8)、布留川流域=(5.6.9)、真面堂川流域=(9.3.5)、高瀬川流域=(8.3.2)、菩提仙川流域=(8.5)	—	
	橿原市	曾我川流域=11.5、飛鳥川流域=8.9、寺川流域=11.9、葛城川流域=11.1、高取川流域=6.3、米川流域=5.6	曾我川流域=(5.11.5)、飛鳥川流域=(9.7.8)、寺川流域=(8.9.5)、葛城川流域=(5.9.7)、高取川流域=(5.5.9)、米川流域=(5.5.6)	—	
	桜井市	大和川流域=12、寺川流域=7.9、纏向川流域=4.7、粟原川流域=6.7	大和川流域=(6.9.6)、寺川流域=(5.6.7)、粟原川流域=(5.6.5)	—	
	御所市	曾我川流域=5.7、葛城川流域=3.6、安位川流域=3.9、水越川流域=3.2	曾我川流域=(8.4.6)、葛城川流域=(5.3.5)、水越川流域=(8.2.6)	—	
	生駒市	竜田川流域=4.8、富雄川流域=5.7	竜田川流域=(9.4.8)、富雄川流域=(8.4.6)	—	
	香芝市	原川流域=2、葛下川流域=4.3、竹田川流域=4.6、熊谷川流域=4.7	原川流域=(7.2)、葛下川流域=(9.2.7)、竹田川流域=(5.4.6)、熊谷川流域=(9.4.1)	—	
	葛城市	葛下川流域=2.7、熊谷川流域=4.4、高田川流域=2.8、大田川流域=2.6、葛城川流域=10.7、安位川流域=5.2	葛下川流域=(6.2.2)、熊谷川流域=(5.4.4)、大田川流域=(6.2.4)	—	
	平群町	竜田川流域=14.8	—	大和川上流[板東]	
	三郷町	—	—	大和川上流[板東]	
	斑鳩町	竜田川流域=15.6、富雄川流域=15.6	—	大和川上流[板東]	
	安堵町	富雄川流域=15.8、岡崎川流域=3	岡崎川流域=(5.3)、大和川流域=(6.25.4)	大和川上流[板東]	
	川西町	大和川流域=19.3、曾我川流域=21.1、飛鳥川流域=10.5、寺川流域=14.2	—	大和川上流[板東]	
	三宅町	曾我川流域=15.6、飛鳥川流域=10.5、寺川流域=14.4	—	—	
	田原本町	大和川流域=13.7、曾我川流域=15.4、飛鳥川流域=10.4、寺川流域=13.7、西門川流域=4.5	大和川流域=(8.11)、飛鳥川流域=(9.10)、寺川流域=(7.8.7)	—	
	高取町	曾我川流域=12、高取川流域=4.5	高取川流域=(6.3.6)	—	
	明日香村	飛鳥川流域=7.7、高取川流域=5.6	高取川流域=(5.5.6)	—	
	上牧町	葛下川流域=9.1	—	—	
	王寺町	葛下川流域=10.7	—	大和川上流[板東]	
	広陵町	曾我川流域=15.4、高田川流域=7.3、葛城川流域=11.3、土庫川流域=3.1	—	—	
	河合町	葛下川流域=10.7、佐味田川流域=4.2、曾我川流域=21.1、高田川流域=7.8	葛下川流域=(5.10.7)、佐味田川流域=(5.4.2)、大和川流域=(6.30.9)	大和川上流[板東]	
	北東部	宇陀市	宇陀川流域=5.9、室生川流域=10.8、内牧川流域=9.1、芳野川流域=7.7、四郷川流域=5.5	宇陀川流域=(5.4.9)、芳野川流域=(6.6.2)、四郷川流域=(6.4.4)	名張川[名張]
		山添村	深川流域=6.2、笠間川流域=10.4	—	名張川[名張]
	五條・北部吉野	五條市北部	吉野川流域=40、丹生川流域=23.3、宗川流域=13.2、八幡川流域=4.5、寿命川流域=3.8、西川流域=3.7、北川流域=2.9、宇智川流域=4	吉野川流域=(6.32)、丹生川流域=(6.23.3)、西川流域=(5.3.7)、北川流域=(6.2.3)	紀の川[五條]
		吉野町	吉野川流域=46.2、志賀川流域=4.4、高見川流域=22.4	吉野川流域=(5.44.8)、志賀川流域=(5.3.8)、高見川流域=(5.22.4)	—
		大淀町	吉野川流域=46.1	吉野川流域=(5.46.1)	—
		下市町	吉野川流域=48.9、丹生川流域=16.5、秋野川流域=7.2	吉野川流域=(5.48.9)、秋野川流域=(5.7.2)	—
		曾爾村	青蓮寺川流域=16.3	—	—
		御杖村	名張川流域=7.4、菅野川流域=8.8	名張川流域=(6.7.4)	—
	南東部	黒滝村	丹生川流域=10.5	丹生川流域=(10.8.4)	—
		天川村	熊野川流域=22.4、洞川流域=8.6	熊野川流域=(10.17.9)、洞川流域=(6.7.5)	—
		下北山村	北山川流域=50.8、池郷川流域=14	—	—
		上北山村	北山川流域=27.2、小椋川流域=13.2	小椋川流域=(10.10.6)	—
		川上村	吉野川流域=29.9、本沢川流域=16.8	本沢川流域=(6.16.8)	—
		東吉野村	高見川流域=24	—	—
		五條市南部	川原種川流域=25.8、熊野川流域=31.4	熊野川流域=(6.31.4)	—
		野迫川村	川原種川流域=23.7、池津川流域=10.7、北股川流域=8、中原川流域=8.4	池津川流域=(10.8.6)、北股川流域=(10.8)、中原川流域=(10.6.7)	—
		十津村	熊野川流域=55、北山川流域=57.2、滝川流域=21.6、旭川流域=17.6	熊野川流域=(10.44)、北山川流域=(12.57.2)	—
		*1 (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。			

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*	指定河川洪水予報による基準	
北西部	奈良市	富雄川流域=7.4、佐保川流域=5.6、菩提仙川流域=6.1、地蔵院川流域=4.7、秋篠川流域=6.3、岩井川流域=6.8、能登川流域=4.4、菩提川流域=4	富雄川流域=(8.5.9)、佐保川流域=(8.4.5)、菩提仙川流域=(5.6.1)、地蔵院川流域=(8.3.8)、秋篠川流域=(5.5.6)、岩井川流域=(5.6.8)、能登川流域=(5.4.4)、菩提川流域=(5.3.2)	—	
	大和高田市	葛下川流域=3、曾我川流域=14.5、高田川流域=5.6、大田川流域=3.5、葛城川流域=10.8、土庫川流域=2.8、住吉川流域=2.8	葛下川流域=(6.2.4)、曾我川流域=(5.14.5)、高田川流域=(5.4.8)、葛城川流域=(5.9.4)、土庫川流域=(6.2)、住吉川流域=(5.2.8)	—	
	大和郡山市	富雄川流域=9.9、佐保川流域=17.4、高瀬川流域=5.4、地蔵院川流域=5.6、秋篠川流域=10.8	富雄川流域=(8.7.9)、佐保川流域=(8.13.9)、高瀬川流域=(8.4.3)、地蔵院川流域=(8.4.5)	大和川上流[板東]	
	天理市	布目川流域=4.8、大和川流域=17.8、寺川流域=14.2、布留川北流流域=3.3、布留川流域=7.8、西門川流域=3.6、真面堂川流域=5.8、高瀬川流域=4、菩提仙川流域=6.3	布目川流域=(5.4.8)、布留川流域=(5.6.9)、真面堂川流域=(9.3.5)、高瀬川流域=(8.3.2)、菩提仙川流域=(8.5)	—	
	橿原市	曾我川流域=11.5、飛鳥川流域=8.9、寺川流域=11.9、葛城川流域=11.1、高取川流域=6.3、米川流域=5.6	曾我川流域=(5.11.5)、飛鳥川流域=(9.7.8)、寺川流域=(8.9.5)、葛城川流域=(5.9.7)、高取川流域=(5.5.9)、米川流域=(5.5.6)	—	
	桜井市	大和川流域=12、寺川流域=7.9、纏向川流域=4.7、粟原川流域=6.7	大和川流域=(6.9.6)、寺川流域=(5.6.7)、粟原川流域=(5.6.5)	—	
	御所市	曾我川流域=5.7、葛城川流域=3.6、安位川流域=3.9、水越川流域=3.2	曾我川流域=(8.4.6)、葛城川流域=(5.3.5)、水越川流域=(8.2.6)	—	
	生駒市	竜田川流域=4.8、富雄川流域=5.7	竜田川流域=(9.4.8)、富雄川流域=(8.4.6)	—	
	香芝市	原川流域=2、葛下川流域=4.3、竹田川流域=4.6、熊谷川流域=4.7	原川流域=(7.2)、葛下川流域=(9.2.7)、竹田川流域=(5.4.6)、熊谷川流域=(9.4.1)	—	
	葛城市	葛下川流域=2.7、熊谷川流域=4.4、高田川流域=2.8、大田川流域=2.6、葛城川流域=10.7、安位川流域=5.2	葛下川流域=(6.2.2)、熊谷川流域=(5.4.4)、大田川流域=(6.2.4)	—	
	平群町	竜田川流域=14.8	—	大和川上流[板東]	
	三郷町	—	—	大和川上流[板東]	
	斑鳩町	竜田川流域=15.6、富雄川流域=15.6	—	大和川上流[板東]	
	安堵町	富雄川流域=15.8、岡崎川流域=3	岡崎川流域=(5.3)、大和川流域=(6.25.4)	大和川上流[板東]	
	川西町	大和川流域=19.3、曾我川流域=21.1、飛鳥川流域=10.5、寺川流域=14.2	—	大和川上流[板東]	
	三宅町	曾我川流域=15.6、飛鳥川流域=10.5、寺川流域=14.4	—	—	
	田原本町	大和川流域=13.7、曾我川流域=15.4、飛鳥川流域=10.4、寺川流域=13.7、西門川流域=4.5	大和川流域=(8.11)、飛鳥川流域=(9.10)、寺川流域=(7.8.7)	—	
	高取町	曾我川流域=12、高取川流域=4.5	高取川流域=(6.3.6)	—	
	明日香村	飛鳥川流域=7.7、高取川流域=5.6	高取川流域=(5.5.6)	—	
	上牧町	葛下川流域=9.1	—	—	
	王寺町	葛下川流域=10.7	—	大和川上流[板東]	
	広陵町	曾我川流域=15.4、高田川流域=7.3、葛城川流域=11.3、土庫川流域=3.1	—	—	
	河合町	葛下川流域=10.7、佐味田川流域=4.2、曾我川流域=21.1、高田川流域=7.8	葛下川流域=(5.10.7)、佐味田川流域=(5.4.2)、大和川流域=(6.30.9)	大和川上流[板東]	
	北東部	宇陀市	宇陀川流域=5.9、室生川流域=10.8、内牧川流域=9.1、芳野川流域=7.7、四郷川流域=5.5	宇陀川流域=(5.4.9)、芳野川流域=(6.6.2)、四郷川流域=(6.4.4)	名張川[名張]
		山添村	深川流域=6.2、笠間川流域=10.4	—	名張川[名張]
	五條・北部吉野	五條市北部	吉野川流域=40、丹生川流域=23.3、宗川流域=13.2、八幡川流域=4.5、寿命川流域=3.8、西川流域=3.7、北川流域=2.9、宇智川流域=4	吉野川流域=(6.32)、丹生川流域=(6.23.3)、西川流域=(5.3.7)、北川流域=(6.2.3)	紀の川[五條]
		吉野町	吉野川流域=46.2、志賀川流域=4.4、高見川流域=22.4	吉野川流域=(5.44.8)、志賀川流域=(5.3.8)、高見川流域=(5.22.4)	—
		大淀町	吉野川流域=46.1	吉野川流域=(5.46.1)	—
		下市町	吉野川流域=48.9、丹生川流域=16.5、秋野川流域=7.2	吉野川流域=(5.48.9)、秋野川流域=(5.7.2)	—
		曾爾村	青蓮寺川流域=16.3	—	—
		御杖村	名張川流域=7.4、菅野川流域=8.8	名張川流域=(6.7.4)	—
	南東部	黒滝村	丹生川流域=10.5	丹生川流域=(10.8.4)	—
		天川村	熊野川流域=22.4、洞川流域=8.6	熊野川流域=(10.17.9)、洞川流域=(6.7.5)	—
		下北山村	北山川流域=50.8、池郷川流域=14	—	—
		上北山村	北山川流域=27.2、小椋川流域=13.2	小椋川流域=(10.10.6)	—
		川上村	吉野川流域=29.9、本沢川流域=16.8	本沢川流域=(6.16.8)	—
		東吉野村	高見川流域=24	—	—
		五條市南部	川原種川流域=25.8、熊野川流域=31.4	熊野川流域=(6.31.4)	—
		野迫川村	川原種川流域=23.7、池津川流域=10.7、北股川流域=8、中原川流域=8.4	池津川流域=(10.8.6)、北股川流域=(10.8)、中原川流域=(10.6.7)	—
		十津村	熊野川流域=55、北山川流域=57.2、滝川流域=21.6、旭川流域=17.6	熊野川流域=(10.44)、北山川流域=(12.57.2)	—
		*1 (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。			

(注) 流域雨量指数は、河川流域の降雨をもとに、洪水の危険度を評価するための指標である。

(注) 流域雨量指数は、河川流域の降雨をもとに、洪水の危険度を評価するための指標である。

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）				今回修正				【備考】
③ 大雨警報（大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される）				③ 大雨警報（大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される）				表の時点修正
令和3年6月8日現在				令和4年5月26日現在				
市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	
北西部	奈良市	16	108	北西部	奈良市	16	108	
	大和高田市	13	—		大和高田市	13	—	
	大和郡山市	17	122		大和郡山市	17	122	
	天理市	16	115		天理市	16	115	
	橿原市	18	115		橿原市	18	115	
	桜井市	13	119		桜井市	13	119	
	御所市	16	115		御所市	16	115	
	生駒市	17	124		生駒市	17	124	
	香芝市	16	122		香芝市	16	122	
	葛城市	15	127		葛城市	15	127	
	平群町	16	140		平群町	16	140	
	三郷町	17	122		三郷町	17	122	
	斑鳩町	15	129		斑鳩町	15	129	
	安堵町	18	—		安堵町	18	—	
	川西町	16	—		川西町	16	—	
	三宅町	18	—		三宅町	18	—	
	田原本町	17	—		田原本町	17	—	
	高取町	16	120		高取町	16	120	
	明日香村	14	119		明日香村	14	119	
	上牧町	18	129		上牧町	18	129	
王寺町	17	122	王寺町	17	122			
広陵町	16	—	広陵町	16	—			
河合町	17	129	河合町	17	129			
北東部	宇陀市	14	119	北東部	宇陀市	14	119	
	山添村	13	119		山添村	13	119	
五條・北部吉野	五條市北部	13	108	五條・北部吉野	五條市北部	13	108	
	吉野町	13	126		吉野町	13	126	
	大淀町	15	108		大淀町	15	108	
	下市町	14	118		下市町	14	118	
南東部	曾爾村	21	160	南東部	曾爾村	21	160	
	御杖村	22	192		御杖村	22	192	
	黒滝村	21	184		黒滝村	21	184	
	天川村	21	156		天川村	21	156	
	下北山村	21	240		下北山村	21	240	
	上北山村	21	240		上北山村	21	240	
	川上村	21	136		川上村	21	136	
	東吉野村	21	132		東吉野村	21	132	
南西部	五條市南部	21	153	南西部	五條市南部	21	153	
	野迫川村	18	136		野迫川村	16	136	
	十津川村	17	170		十津川村	17	170	
大雨警報基準（土砂災害） [5 km 格子毎の土壌雨量指数]				大雨警報基準（土砂災害） [5 km 格子毎の土壌雨量指数]				

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正） 今回修正 【備考】

④ 洪水警報（大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される）

令和3年6月8日現在

④ 洪水警報（大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される）

令和4年5月26日現在

表の時点修正

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 ^{*1}	指定河川洪水予報による基準	
北西部	奈良市	富雄川流域=9.3, 佐保川流域=7, 菩提仙川流域=7.7, 地蔵院川流域=5.9, 秋篠川流域=7.9, 岩井川流域=8.5, 能登川流域=5.6, 菩提川流域=5	—	木津川上流[岩倉]	
	大和高田市	葛下川流域=3.8, 曾我川流域=18.2, 高田川流域=7, 太田川流域=4.4, 葛城川流域=13.5, 土庫川流域=3.6, 住吉川流域=3.6	葛下川流域=(6.3, 7), 曾我川流域=(8.16, 3), 土庫川流域=(10.2, 2), 住吉川流域=(6.3, 2)	—	
	大和郡山市	富雄川流域=12.4, 佐保川流域=21.8, 高瀬川流域=6.9, 地蔵院川流域=7.1, 秋篠川流域=13.6	富雄川流域=(8.11, 1), 高瀬川流域=(8.6, 7), 地蔵院川流域=(16.6, 6)	大和川上流[板東]	
	天理市	布目川流域=6, 大和川流域=22.3, 寺川流域=17.8, 布留川北流流域=4.2, 布留川流域=9.8, 西門川流域=4.6, 真面堂川流域=7.3, 高瀬川流域=5.1, 菩提仙川流域=7.9	布目川流域=(8.5, 5), 真面堂川流域=(10.4, 9), 高瀬川流域=(8.4, 9)	大和川上流[板東]	
	橿原市	曾我川流域=14.4, 飛鳥川流域=11.2, 寺川流域=14.9, 葛城川流域=13.9, 高取川流域=7.9, 米川流域=7	曾我川流域=(8.12, 9)	—	
	桜井市	大和川流域=15, 寺川流域=9.9, 纏向川流域=5.9, 栗原川流域=8.4	—	—	
	御所市	曾我川流域=7.2, 葛城川流域=4.6, 安位川流域=4.9, 水越川流域=4.1	曾我川流域=(8.6, 4), 葛城川流域=(8.4, 1), 水越川流域=(8.3, 6)	—	
	生駒市	竜田川流域=6.1, 富雄川流域=7.2	竜田川流域=(12.5, 4)	—	
	香芝市	原川流域=3.4, 葛下川流域=5.4, 竹田川流域=5.8, 熊谷川流域=5.9	原川流域=(10.2, 2), 葛下川流域=(10.3)	—	
	葛城市	葛下川流域=3.4, 熊谷川流域=5.5, 高田川流域=3.6, 太田川流域=3.3, 葛城川流域=13.4, 安位川流域=6.6	葛下川流域=(6.3), 太田川流域=(6.2, 9)	—	
	平群町	竜田川流域=18.5	—	—	
	三郷町	—	—	大和川上流[板東]	
	斑鳩町	竜田川流域=19.5, 富雄川流域=19.5	—	大和川上流[板東]	
	安堵町	富雄川流域=19.8, 岡崎川流域=3.8	岡崎川流域=(6.3, 4)	大和川上流[板東]	
	川西町	大和川流域=24.2, 曾我川流域=26.4, 飛鳥川流域=13.2, 寺川流域=17.8	—	大和川上流[板東]	
	三宅町	曾我川流域=19.6, 飛鳥川流域=13.2, 寺川流域=18.1	—	大和川上流[板東]	
	田原本町	大和川流域=17.2, 曾我川流域=19.3, 飛鳥川流域=13, 寺川流域=17.2, 西門川流域=5.7	—	—	
	高取町	曾我川流域=15, 高取川流域=5.7	—	—	
	明日香村	飛鳥川流域=9.7, 高取川流域=7	高取川流域=(8.6, 3)	—	
	上牧町	葛下川流域=11.4	—	—	
	王寺町	葛下川流域=13.4	—	大和川上流[板東]	
	広陵町	曾我川流域=19.3, 高田川流域=9.2, 葛城川流域=14.2, 土庫川流域=3.9	—	大和川上流[板東]	
	河合町	葛下川流域=13.4, 佐味田川流域=5.3, 曾我川流域=26.4, 高田川流域=9.8	—	大和川上流[板東]	
	北東部	宇陀市	宇陀川流域=7.4, 室生川流域=13.6, 内牧川流域=11.4, 芳野川流域=9.7, 四郷川流域=6.9	宇陀川流域=(6.5, 4), 芳野川流域=(10.7, 8)	名張川[名張]
		山添村	深川流域=7.8, 笠間川流域=13.1	—	名張川[名張]
	五條・北部吉野	五條市北部	吉野川流域=50, 丹生川流域=29.2, 宗川流域=16.5, 八幡川流域=5.7, 寿命川流域=4.8, 西川流域=4.7, 北川流域=3.7, 宇智川流域=5.1	吉野川流域=(6.49, 8), 丹生川流域=(6.26, 2), 西川流域=(6.4, 2)	紀の川[五條]
		吉野町	吉野川流域=57.8, 志賀川流域=5.6, 高見川流域=28	吉野川流域=(7.49, 8), 志賀川流域=(5.4, 2), 高見川流域=(5.25, 2)	—
大淀町		吉野川流域=57.7	—	—	
下市町		吉野川流域=61.2, 丹生川流域=20.7, 秋野川流域=9.1	—	—	
南東部	曾爾村	青蓮寺川流域=20.4	—	—	
	御杖村	名張川流域=9.3, 曾野川流域=11.1	—	—	
	黒滝村	丹生川流域=13.2	丹生川流域=(10.11, 8)	—	
	天川村	熊野川流域=28.1, 洞川流域=10.8	洞川流域=(10.9, 5)	—	
	下北山村	北山川流域=63.6, 池郷川流域=17.5	—	—	
	上北山村	北山川流域=34, 小椋川流域=16.6	小椋川流域=(10.14, 9)	—	
	川上村	吉野川流域=37.4, 本沢川流域=21	—	—	
	東吉野村	高見川流域=30.1	—	—	
南西部	五條市南部	川原樋川流域=32.3, 熊野川流域=39.3	—	—	
	野迫川村	川原樋川流域=29.7, 池津川流域=13.4, 北股川流域=10, 中原川流域=10.6	北股川流域=(10.9, 9)	—	
	十津川村	熊野川流域=68.8, 北山川流域=71.6, 滝川流域=27, 旭川流域=22	—	—	

*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 ^{*1}	指定河川洪水予報による基準	
北西部	奈良市	富雄川流域=9.3, 佐保川流域=7, 菩提仙川流域=7.7, 地蔵院川流域=5.9, 秋篠川流域=7.9, 岩井川流域=8.5, 能登川流域=5.6, 菩提川流域=5	—	木津川上流[岩倉]	
	大和高田市	葛下川流域=3.8, 曾我川流域=18.2, 高田川流域=7, 太田川流域=4.4, 葛城川流域=13.5, 土庫川流域=3.6, 住吉川流域=3.6	葛下川流域=(6.3, 7), 曾我川流域=(8.16, 3), 土庫川流域=(10.2, 2) , 住吉川流域=(6.3, 2)	—	
	大和郡山市	富雄川流域=12.4, 佐保川流域=21.8, 高瀬川流域=6.9, 地蔵院川流域=7.1, 秋篠川流域=13.6	富雄川流域=(8.11, 1), 高瀬川流域=(8.6, 7), 地蔵院川流域=(16.6, 6)	大和川上流[板東]	
	天理市	布目川流域=6, 大和川流域=22.3, 寺川流域=17.8, 布留川北流流域=4.2, 布留川流域=9.8, 西門川流域=4.6, 新泉川流域=7.3, 高瀬川流域=5.1, 菩提仙川流域=7.9	布目川流域=(8.5, 5), 新泉川流域=(10.4, 9), 高瀬川流域=(8.4, 9)	大和川上流[板東]	
	橿原市	曾我川流域=14.4, 飛鳥川流域=11.2, 寺川流域=14.9, 葛城川流域=13.9, 高取川流域=7.9, 米川流域=7	曾我川流域=(8.12, 9)	—	
	桜井市	大和川流域=15, 寺川流域=9.9, 纏向川流域=5.9, 栗原川流域=8.4	—	—	
	御所市	曾我川流域=7.2, 葛城川流域=4.6, 安位川流域=4.9, 水越川流域=4.1	曾我川流域=(8.6, 4), 葛城川流域=(8.4, 1), 水越川流域=(8.3, 6)	—	
	生駒市	竜田川流域=6.1, 富雄川流域=7.2	竜田川流域=(12.5, 4)	—	
	香芝市	原川流域=3.4, 葛下川流域=5.4, 竹田川流域=5.8, 熊谷川流域=5.9	原川流域=(10.2, 2), 葛下川流域=(10.3, 6)	—	
	葛城市	葛下川流域=3.4, 熊谷川流域=5.5, 高田川流域=3.6, 太田川流域=3.3, 葛城川流域=13.4, 安位川流域=6.6	葛下川流域=(6.3), 太田川流域=(6.2, 9)	—	
	平群町	竜田川流域=18.5	—	—	
	三郷町	—	—	大和川上流[板東]	
	斑鳩町	竜田川流域=19.5, 富雄川流域=19.5	—	大和川上流[板東]	
	安堵町	富雄川流域=19.8, 岡崎川流域=3.8	岡崎川流域=(6.3, 4)	大和川上流[板東]	
	川西町	大和川流域=24.2, 曾我川流域=26.4, 飛鳥川流域=13.2, 寺川流域=17.8	—	大和川上流[板東]	
	三宅町	曾我川流域=19.6, 飛鳥川流域=13.2, 寺川流域=18.1	—	大和川上流[板東]	
	田原本町	大和川流域=17.2, 曾我川流域=19.3, 飛鳥川流域=13, 寺川流域=17.2, 西門川流域=5.7	—	—	
	高取町	曾我川流域=15, 高取川流域=5.7	—	—	
	明日香村	飛鳥川流域=9.7, 高取川流域=7	高取川流域=(8.6, 3)	—	
	上牧町	葛下川流域=11.4	—	—	
	王寺町	葛下川流域=13.4	—	大和川上流[板東]	
	広陵町	曾我川流域=19.3, 高田川流域=9.2, 葛城川流域=14.2, 土庫川流域=3.9	—	大和川上流[板東]	
	河合町	葛下川流域=13.4, 佐味田川流域=5.3, 曾我川流域=26.4, 高田川流域=9.8	—	大和川上流[板東]	
	北東部	宇陀市	宇陀川流域=7.4, 室生川流域=13.6, 内牧川流域=11.4, 芳野川流域=9.7, 四郷川流域=6.9	宇陀川流域=(6.5, 4), 芳野川流域=(10.7, 8)	名張川[名張]
		山添村	深川流域=7.8, 笠間川流域=13.1	—	名張川[名張]
	五條・北部吉野	五條市北部	吉野川流域=50, 丹生川流域=29.2, 宗川流域=16.5, 八幡川流域=5.7, 寿命川流域=4.8, 西川流域=4.7, 北川流域=3.7, 宇智川流域=5.1	吉野川流域=(6.49, 8), 丹生川流域=(6.26, 2), 西川流域=(6.4, 2)	紀の川[五條]
		吉野町	吉野川流域=57.8, 志賀川流域=5.6, 高見川流域=28	吉野川流域=(7.49, 8), 志賀川流域=(5.4, 2), 高見川流域=(5.25, 2)	—
大淀町		吉野川流域=57.7	—	—	
下市町		吉野川流域=61.2, 丹生川流域=20.7, 秋野川流域=9.1	—	—	
南東部	曾爾村	青蓮寺川流域=20.4	—	—	
	御杖村	名張川流域=9.3, 曾野川流域=11.1	—	—	
	黒滝村	丹生川流域=13.2	丹生川流域=(10.11, 8)	—	
	天川村	熊野川流域=28.1, 洞川流域=10.8	洞川流域=(10.9, 5)	—	
	下北山村	北山川流域=63.6, 池郷川流域=17.5	—	—	
	上北山村	北山川流域=34, 小椋川流域=16.6	小椋川流域=(10.14, 9)	—	
	川上村	吉野川流域=37.4, 本沢川流域=21	—	—	
	東吉野村	高見川流域=30.1	—	—	
南西部	五條市南部	川原樋川流域=32.3, 熊野川流域=39.3	—	—	
	野迫川村	川原樋川流域=29.7, 池津川流域=13.4, 北股川流域=10, 中原川流域=10.6	北股川流域=(10.9, 9)	—	
	十津川村	熊野川流域=68.8, 北山川流域=71.6, 滝川流域=27, 旭川流域=22	—	—	

*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
<p>⑤ その他警報・注意報等</p> <p>警報・注意報発表基準一覧表 <small>（大阪管区気象台管内）</small> 令和3年6月8日現在</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="6" style="text-align:center">奈良地方気象台</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align:center">奈良県</td> </tr> <tr> <td>府県予報区</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>一次細分区域</td> <td colspan="2" style="text-align:center">北部</td> <td colspan="3" style="text-align:center">南部</td> </tr> <tr> <td>市町村等をまとめた地域</td> <td style="text-align:center">北西部</td> <td style="text-align:center">北東部</td> <td style="text-align:center">五條・北部吉野</td> <td style="text-align:center">南東部</td> <td style="text-align:center">南西部</td> </tr> <tr> <td>大雨</td> <td colspan="5" style="text-align:center">区域内の市町村で別表1の基準に到達することが予想される場合</td> </tr> <tr> <td>洪水</td> <td colspan="5" style="text-align:center">区域内の市町村で別表2の基準に到達することが予想される場合</td> </tr> <tr> <td>暴風(平均風速)</td> <td colspan="5" style="text-align:center">20m/s</td> </tr> <tr> <td>暴風雪(平均風速)</td> <td colspan="5" style="text-align:center">20m/s 雪を伴う</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td style="text-align:center">平地 12時間降雪の深さ10cm, 山地 12時間降雪の深さ20cm</td> <td style="text-align:center">12時間降雪の深さ30cm</td> <td style="text-align:center">平地 12時間降雪の深さ10cm, 山地 12時間降雪の深さ30cm</td> <td colspan="2" style="text-align:center">12時間降雪の深さ30cm</td> </tr> <tr> <td>波浪(有義波高)</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>高潮</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>大雨</td> <td colspan="5" style="text-align:center">区域内の市町村で別表の基準に到達することが予想される場合</td> </tr> <tr> <td>洪水</td> <td colspan="5" style="text-align:center">区域内の市町村で別表の基準に到達することが予想される場合</td> </tr> <tr> <td>強風(平均風速)</td> <td colspan="5" style="text-align:center">12m/s</td> </tr> <tr> <td>風雪(平均風速)</td> <td colspan="5" style="text-align:center">12m/s 雪を伴う</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td style="text-align:center">平地 12時間降雪の深さ5cm, 山地 12時間降雪の深さ10cm</td> <td style="text-align:center">12時間降雪の深さ10cm</td> <td style="text-align:center">平地 12時間降雪の深さ5cm, 山地 12時間降雪の深さ10cm</td> <td colspan="2" style="text-align:center">12時間降雪の深さ15cm</td> </tr> <tr> <td>波浪(有義波高)</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>高潮</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>雷</td> <td colspan="5" style="text-align:center">落雷等により被害が予想される場合</td> </tr> <tr> <td>融雪</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>濃霧(視程)</td> <td colspan="5" style="text-align:center">100m</td> </tr> <tr> <td>乾燥</td> <td colspan="5" style="text-align:center">最小湿度40%で実効湿度65%</td> </tr> <tr> <td>なだれ</td> <td colspan="5" style="text-align:center">積雪の深さが50cm以上あり最高気温10℃以上又はかなりの降雨*1</td> </tr> <tr> <td>低温</td> <td colspan="5" style="text-align:center">最低気温-5℃以下*1</td> </tr> <tr> <td>霜</td> <td colspan="5" style="text-align:center">4月以降の晩霜</td> </tr> <tr> <td>着氷</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>着雪</td> <td colspan="5" style="text-align:center">24時間降雪の深さ:平地20cm以上 気温:-2℃~2℃</td> </tr> <tr> <td>記録的短時間大雨情報(1時間雨量)</td> <td colspan="5" style="text-align:center">100mm</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">*1 気温は奈良地方気象台の値。</p> <p>※本地域における当該現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため、具体的な基準を定めていない警報・注意報についてはその欄を空白でそれぞれ示している。</p>	奈良地方気象台						奈良県						府県予報区						一次細分区域	北部		南部			市町村等をまとめた地域	北西部	北東部	五條・北部吉野	南東部	南西部	大雨	区域内の市町村で別表1の基準に到達することが予想される場合					洪水	区域内の市町村で別表2の基準に到達することが予想される場合					暴風(平均風速)	20m/s					暴風雪(平均風速)	20m/s 雪を伴う					大雪	平地 12時間降雪の深さ10cm, 山地 12時間降雪の深さ20cm	12時間降雪の深さ30cm	平地 12時間降雪の深さ10cm, 山地 12時間降雪の深さ30cm	12時間降雪の深さ30cm		波浪(有義波高)						高潮						大雨	区域内の市町村で別表の基準に到達することが予想される場合					洪水	区域内の市町村で別表の基準に到達することが予想される場合					強風(平均風速)	12m/s					風雪(平均風速)	12m/s 雪を伴う					大雪	平地 12時間降雪の深さ5cm, 山地 12時間降雪の深さ10cm	12時間降雪の深さ10cm	平地 12時間降雪の深さ5cm, 山地 12時間降雪の深さ10cm	12時間降雪の深さ15cm		波浪(有義波高)						高潮						雷	落雷等により被害が予想される場合					融雪						濃霧(視程)	100m					乾燥	最小湿度40%で実効湿度65%					なだれ	積雪の深さが50cm以上あり最高気温10℃以上又はかなりの降雨*1					低温	最低気温-5℃以下*1					霜	4月以降の晩霜					着氷						着雪	24時間降雪の深さ:平地20cm以上 気温:-2℃~2℃					記録的短時間大雨情報(1時間雨量)	100mm					<p>⑤ その他警報・注意報等</p> <p>警報・注意報発表基準一覧表 <small>（大阪管区気象台管内）</small> 令和4年5月26日現在</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="6" style="text-align:center">奈良地方気象台</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align:center">奈良県</td> </tr> <tr> <td>府県予報区</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>一次細分区域</td> <td colspan="2" style="text-align:center">北部</td> <td colspan="3" style="text-align:center">南部</td> </tr> <tr> <td>市町村等をまとめた地域</td> <td style="text-align:center">北西部</td> <td style="text-align:center">北東部</td> <td style="text-align:center">五條・北部吉野</td> <td style="text-align:center">南東部</td> <td style="text-align:center">南西部</td> </tr> <tr> <td>大雨</td> <td colspan="5" style="text-align:center">区域内の市町村で別表+の基準に到達することが予想される場合</td> </tr> <tr> <td>洪水</td> <td colspan="5" style="text-align:center">区域内の市町村で別表2の基準に到達することが予想される場合</td> </tr> <tr> <td>暴風(平均風速)</td> <td colspan="5" style="text-align:center">20m/s</td> </tr> <tr> <td>暴風雪(平均風速)</td> <td colspan="5" style="text-align:center">20m/s 雪を伴う</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td style="text-align:center">平地 12時間降雪の深さ10cm, 山地 12時間降雪の深さ20cm</td> <td style="text-align:center">12時間降雪の深さ30cm</td> <td style="text-align:center">平地 12時間降雪の深さ10cm, 山地 12時間降雪の深さ30cm</td> <td colspan="2" style="text-align:center">12時間降雪の深さ30cm</td> </tr> <tr> <td>波浪(有義波高)</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>高潮</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>大雨</td> <td colspan="5" style="text-align:center">区域内の市町村で別表の基準に到達することが予想される場合</td> </tr> <tr> <td>洪水</td> <td colspan="5" style="text-align:center">区域内の市町村で別表の基準に到達することが予想される場合</td> </tr> <tr> <td>強風(平均風速)</td> <td colspan="5" style="text-align:center">12m/s</td> </tr> <tr> <td>風雪(平均風速)</td> <td colspan="5" style="text-align:center">12m/s 雪を伴う</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td style="text-align:center">平地 12時間降雪の深さ5cm, 山地 12時間降雪の深さ10cm</td> <td style="text-align:center">12時間降雪の深さ10cm</td> <td style="text-align:center">平地 12時間降雪の深さ5cm, 山地 12時間降雪の深さ10cm</td> <td colspan="2" style="text-align:center">12時間降雪の深さ15cm</td> </tr> <tr> <td>波浪(有義波高)</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>高潮</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>雷</td> <td colspan="5" style="text-align:center">落雷等により被害が予想される場合</td> </tr> <tr> <td>融雪</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>濃霧(視程)</td> <td colspan="5" style="text-align:center">100m</td> </tr> <tr> <td>乾燥</td> <td colspan="5" style="text-align:center">最小湿度40%で実効湿度65%</td> </tr> <tr> <td>なだれ</td> <td colspan="5" style="text-align:center">積雪の深さが50cm以上あり最高気温10℃以上又はかなりの降雨*1</td> </tr> <tr> <td>低温</td> <td colspan="5" style="text-align:center">最低気温-5℃以下*1</td> </tr> <tr> <td>霜</td> <td colspan="5" style="text-align:center">4月以降の晩霜</td> </tr> <tr> <td>着氷</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>着雪</td> <td colspan="5" style="text-align:center">24時間降雪の深さ:平地20cm以上 気温:-2℃~2℃</td> </tr> <tr> <td>記録的短時間大雨情報(1時間雨量)</td> <td colspan="5" style="text-align:center">100mm</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">*1 気温は奈良地方気象台の値。</p> <p>※本地域における当該現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため、具体的な基準を定めていない警報・注意報についてはその欄を空白でそれぞれ示している。</p>	奈良地方気象台						奈良県						府県予報区						一次細分区域	北部		南部			市町村等をまとめた地域	北西部	北東部	五條・北部吉野	南東部	南西部	大雨	区域内の市町村で別表+の基準に到達することが予想される場合					洪水	区域内の市町村で別表2の基準に到達することが予想される場合					暴風(平均風速)	20m/s					暴風雪(平均風速)	20m/s 雪を伴う					大雪	平地 12時間降雪の深さ10cm, 山地 12時間降雪の深さ20cm	12時間降雪の深さ30cm	平地 12時間降雪の深さ10cm, 山地 12時間降雪の深さ30cm	12時間降雪の深さ30cm		波浪(有義波高)						高潮						大雨	区域内の市町村で別表の基準に到達することが予想される場合					洪水	区域内の市町村で別表の基準に到達することが予想される場合					強風(平均風速)	12m/s					風雪(平均風速)	12m/s 雪を伴う					大雪	平地 12時間降雪の深さ5cm, 山地 12時間降雪の深さ10cm	12時間降雪の深さ10cm	平地 12時間降雪の深さ5cm, 山地 12時間降雪の深さ10cm	12時間降雪の深さ15cm		波浪(有義波高)						高潮						雷	落雷等により被害が予想される場合					融雪						濃霧(視程)	100m					乾燥	最小湿度40%で実効湿度65%					なだれ	積雪の深さが50cm以上あり最高気温10℃以上又はかなりの降雨*1					低温	最低気温-5℃以下*1					霜	4月以降の晩霜					着氷						着雪	24時間降雪の深さ:平地20cm以上 気温:-2℃~2℃					記録的短時間大雨情報(1時間雨量)	100mm					<p>表の時点修正</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>
奈良地方気象台																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
奈良県																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
府県予報区																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
一次細分区域	北部		南部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
市町村等をまとめた地域	北西部	北東部	五條・北部吉野	南東部	南西部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
大雨	区域内の市町村で別表1の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
洪水	区域内の市町村で別表2の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
暴風(平均風速)	20m/s																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
暴風雪(平均風速)	20m/s 雪を伴う																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
大雪	平地 12時間降雪の深さ10cm, 山地 12時間降雪の深さ20cm	12時間降雪の深さ30cm	平地 12時間降雪の深さ10cm, 山地 12時間降雪の深さ30cm	12時間降雪の深さ30cm																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
波浪(有義波高)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
高潮																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
大雨	区域内の市町村で別表の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
洪水	区域内の市町村で別表の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
強風(平均風速)	12m/s																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
風雪(平均風速)	12m/s 雪を伴う																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
大雪	平地 12時間降雪の深さ5cm, 山地 12時間降雪の深さ10cm	12時間降雪の深さ10cm	平地 12時間降雪の深さ5cm, 山地 12時間降雪の深さ10cm	12時間降雪の深さ15cm																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
波浪(有義波高)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
高潮																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
雷	落雷等により被害が予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
融雪																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
濃霧(視程)	100m																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
乾燥	最小湿度40%で実効湿度65%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
なだれ	積雪の深さが50cm以上あり最高気温10℃以上又はかなりの降雨*1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
低温	最低気温-5℃以下*1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
霜	4月以降の晩霜																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
着氷																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
着雪	24時間降雪の深さ:平地20cm以上 気温:-2℃~2℃																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
記録的短時間大雨情報(1時間雨量)	100mm																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
奈良地方気象台																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
奈良県																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
府県予報区																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
一次細分区域	北部		南部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
市町村等をまとめた地域	北西部	北東部	五條・北部吉野	南東部	南西部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
大雨	区域内の市町村で別表+の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
洪水	区域内の市町村で別表2の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
暴風(平均風速)	20m/s																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
暴風雪(平均風速)	20m/s 雪を伴う																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
大雪	平地 12時間降雪の深さ10cm, 山地 12時間降雪の深さ20cm	12時間降雪の深さ30cm	平地 12時間降雪の深さ10cm, 山地 12時間降雪の深さ30cm	12時間降雪の深さ30cm																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
波浪(有義波高)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
高潮																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
大雨	区域内の市町村で別表の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
洪水	区域内の市町村で別表の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
強風(平均風速)	12m/s																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
風雪(平均風速)	12m/s 雪を伴う																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
大雪	平地 12時間降雪の深さ5cm, 山地 12時間降雪の深さ10cm	12時間降雪の深さ10cm	平地 12時間降雪の深さ5cm, 山地 12時間降雪の深さ10cm	12時間降雪の深さ15cm																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
波浪(有義波高)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
高潮																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
雷	落雷等により被害が予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
融雪																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
濃霧(視程)	100m																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
乾燥	最小湿度40%で実効湿度65%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
なだれ	積雪の深さが50cm以上あり最高気温10℃以上又はかなりの降雨*1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
低温	最低気温-5℃以下*1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
霜	4月以降の晩霜																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
着氷																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
着雪	24時間降雪の深さ:平地20cm以上 気温:-2℃~2℃																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
記録的短時間大雨情報(1時間雨量)	100mm																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
<p>⑥ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 水防警報及び避難判断水位（特別警戒水位）到達情報</p> <p>「水防警報」とは、水防法の規定に基づき国土交通大臣または知事が指定する河川について、洪水により重大な損害を生ずるおそれがあると認められるとき警告を発するものである。</p> <p>また、「避難判断水位（特別警戒水位）到達情報」とは、水防法の規定に基づき国土交通大臣または知事が指定する河川について、市町村長の避難指示等の発令判断の目安及び住民の避難判断の参考となる水位（避難判断水位（特別警戒水位））に達したときに、その旨を通知するものである。</p> <p>これらの措置については県水防計画で定める。（「第3章第3 2節 水防活動計画」参照）</p> <p>2 略</p>	<p>⑥ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 水防警報及び避難判断水位（特別警戒水位）到達情報</p> <p>「水防警報」とは、水防法の規定に基づき国土交通大臣または知事が指定する河川について、洪水により重大な損害を生ずるおそれがあると認められるとき警告を発するものである。</p> <p>また、「<u>水位到達情報</u>」とは、水防法の規定に基づき国土交通大臣または知事が指定する河川について、<u>氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を通知するものである。（氾濫危険水位は、洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがあり、市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位。）</u></p> <p>これらの措置については県水防計画で定める。（「第3章第3 2節 水防活動計画」参照）</p> <p>2 略</p>	<p>記載の適正化</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）						今回修正						【備考】		
3 気象観測所及び雨量観測所 (1) 地域気象観測所及び地域雨量観測所（奈良地方气象台） 令和3年4月1日現在						3 気象観測所及び雨量観測所 (1) 地域気象観測所及び地域雨量観測所（奈良地方气象台） 令和4年4月1日現在						時点修正		
流域 河川名	観測所名	所在地	観測内容			備考	流域 河川名	観測所名	所在地	観測内容			備考	記載の適正化
(熊野川)	葛川	吉野郡十津川村東中			○	地域雨量観測所	<u>十津川</u> (熊野川)	葛川	吉野郡十津川村東中			○	地域雨量観測所	
略							略							
(2) 雨量観測所（河川整備課） ①奈良県 令和3年4月1日現在						(2) 雨量観測所（河川整備課） ①奈良県 令和4年4月1日現在						時点修正		
流域 河川名	観測所名	所在地 (設置場所)	種別	管轄土木事務所	観測者	電話番号	流域 河川名	観測所名	所在地 (設置場所)	種別	管轄土木事務所	観測者	電話番号	時点修正
略							略							
②国土交通省 令和3年4月1日現在						②国土交通省 令和4年4月1日現在						時点修正		
流域河川名	観測所名	所在地	種別	観測所属			流域河川名	観測所名	所在地	種別	観測所属			記載の適正化
紀の川	大滝	川上村字大滝	自記テレメータ(ロガー)	紀の川ダム統合管理事務所			紀の川	大滝	川上村字大滝	自記テレメータ(ロガー)	紀の川ダム統合管理事務所			
大和川(初瀬川)	初瀬	桜井市岩坂	自記テレメータ	大和川河川事務所			<u>紀の川</u>	<u>五條</u>	<u>五條市新町</u>	<u>自記テレメータ(ロガー)</u>	<u>和歌山河川国道事務所</u>			
略							大和川(初瀬川)	初瀬	桜井市岩坂	自記テレメータ	大和川河川事務所			
第2 情報の受理、伝達 1 伝達系統概念図						第2 情報の受理、伝達 1 伝達系統概念図						表の時点修正		
<small>(県防)は県防災行政通信ネットワーク、(専用)は専用線または専用無線を表す。</small>						<small>(県防)は県防災行政通信ネットワーク、(専用)は専用線または専用無線を表す。</small>								

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】
<p>2 ～ 3 略</p> <p>4 県警察本部の措置 気象予警報等の通知を受けたときは、次により関係所属に伝達する。 (1) 県警警備第二課は、速やかに部内の関係課及び県内警察署に伝達する。伝達は、警察電話または警察無線等によって行う。 (2) ～ (3) 略</p> <p>5 ～ 9 略</p> <p>第3～第8 略</p> <p>第9 被災者の安否情報 1 ～ 3 略</p> <p>第10 略 〈亀の瀬地すべり地区関係連絡系統〉</p> <p>（亀の瀬地すべり地区関係連絡系統）</p> 	<p>2 ～ 3 略</p> <p>4 県警察本部の措置 気象予警報等の通知を受けたときは、次により関係所属に伝達する。 (1) 県警警備課は、速やかに部内の関係課及び県内警察署に伝達する。伝達は、警察電話または警察無線等によって行う。 (2) ～ (3) 略</p> <p>5 ～ 9 略</p> <p>第3～第8 略</p> <p>第9 被災者の安否情報 1 ～ 3 略</p> <p>4 安否不明者の氏名等の公表 <u>市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。</u> <u>県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。</u></p> <p>第10 略 〈亀の瀬地すべり地区関係連絡系統〉</p> 	<p>組織名変更に伴う</p> <p>R4 防災基本計画修正に基づく</p> <p>表の時点修正</p>

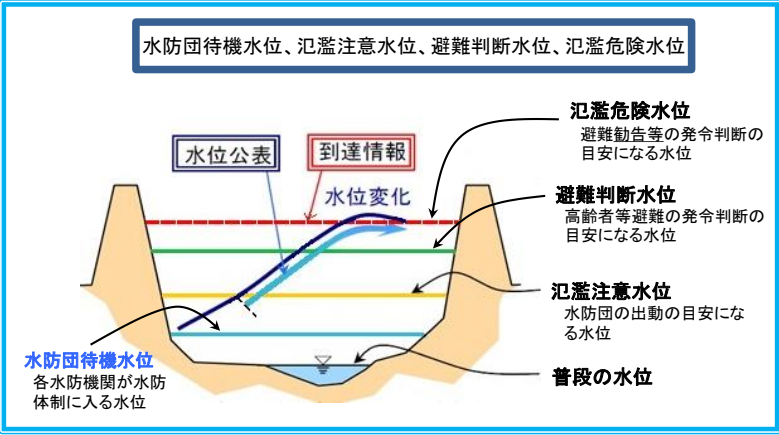
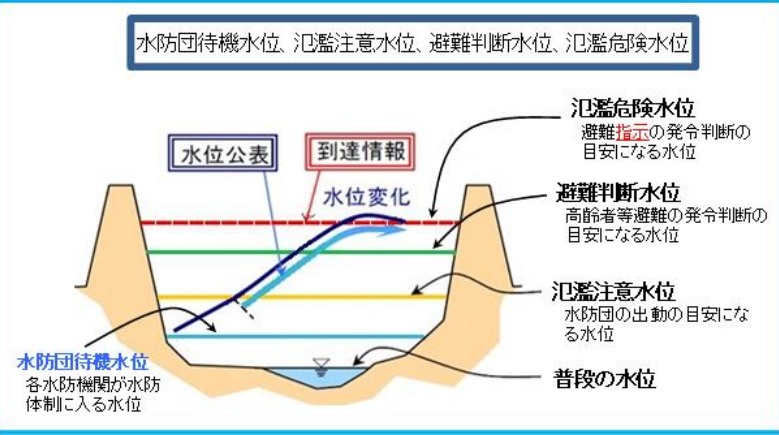
奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】
<p>第10節 ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画 (防災統括室)</p> <p>第1～第2 略</p> <p>第3 警察へのヘリコプター派遣要請 警察保有のヘリコプターの派遣要請については、次による。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>奈良県警察本部警備第二課・地域課 内線5802（県庁からは内線5527） 電話 0742-23-0110 内線3572（県庁からは内線5517）</p> </div> <p>第4～第8 略</p>	<p>第10節 ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画 (防災統括室)</p> <p>第1～第2 略</p> <p>第3 警察へのヘリコプター派遣要請 警察保有のヘリコプターの派遣要請については、次による。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>奈良県警察本部警備課 0742-23-0110 内線5802 (県庁からは内線5527)</p> </div> <p>第4～第8 略</p>	<p>組織名変更に伴う</p>
<p>第14節 受援体制の整備（県内で災害発生の場合） (防災統括室、消防救急課、関係機関)</p> <p>第1 略</p> <p>第2 緊急消防援助隊の応援要請計画</p> <p>1 応援要請 (1)～(3) 略</p> <p>2 消防応援活動調整本部の設置 (1)～(6) 略 (7) 県災害対策本部における航空運用調整班の設置・運営、ヘリコプターの離発着場・燃料確保等の航空機の後方支援に関する事</p> <p>3～4 略</p> <p>第3～第16 略</p>	<p>第14節 受援体制の整備（県内で災害発生の場合） (防災統括室、消防救急課、関係機関)</p> <p>第1 略</p> <p>第2 緊急消防援助隊の応援要請計画</p> <p>1 応援要請 (1)～(3) 略</p> <p>2 消防応援活動調整本部の設置 (1)～(6) 略 (7) 県災害対策本部における航空運用調整班の設置・運営、ヘリコプターの離発着場・燃料確保等の航空機の後方支援、<u>緊急用務空域の指定依頼に関する事</u></p> <p>3～4 略</p> <p>第3～第16 略</p>	<p>R4 防災基本計画修正に基づく</p>
<p>第16節 道路等の災害応急対策計画 (水循環・森林・景観環境部、食と農の振興部、県土マネジメント部)</p> <p>第1 被害状況の把握と情報発信 1～2 略</p> <p>3 関係機関との連携 (1)～(2) 略 (3) 近畿地方整備局、NEXCO西日本等との協力 近畿地方整備局と連携し、より広域的な情報発信や隣接府県の情報収集を行う。また、大規模自然災害等により高度な技術的支援を必要とする場合は、迅速に整備局の支援活動（リエゾン、TEC-FORCE）を受け、被害の拡大防止や応急復旧を図る。 一方、NEXCO西日本とは「包括的相互協力協定書」第3条に基づく「災害時など</p>	<p>第16節 道路等の災害応急対策計画 (水循環・森林・景観環境部、食と農の振興部、県土マネジメント部)</p> <p>第1 被害状況の把握と情報発信 1～2 略</p> <p>3 関係機関との連携 (1)～(2) 略 (3) 近畿地方整備局、NEXCO西日本等との協力 近畿地方整備局と連携し、より広域的な情報発信や隣接府県の情報収集を行う。また、大規模自然災害等により高度な技術的支援を必要とする場合は、迅速に整備局の支援活動（リエゾン、TEC-FORCE）を受け、被害の拡大防止や応急復旧を図る。 一方、NEXCO西日本とは「包括的相互協力協定書」第3条に基づく「災害時など</p>	

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】
<p>における相互協力に関する協定書」に基づき、災害時等における相互協力を行う。</p> <p>(4) 略 4～5 略</p> <p>第2～第5 略</p>	<p>における相互協力に関する協定書」に基づき、災害時等における相互協力を行う。</p> <p><u>なお、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、道路管理者及び地方整備局、地方運輸局等を中心とする関係機関は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、相互に連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>(4) 略 4～5 略</p> <p>第2～第5 略</p>	<p>R4 防災基本計画修正に基づく</p>
<p>第17節 ライフライン施設の災害応急対策計画 (防災統括室、水循環・森林・景観環境部、県土マネジメント部、水道局、ライフライン関係機関)</p> <p>第1～第3 略</p> <p>第4 電信電話施設</p> <p>1 略</p> <p>2 株式会社ドコモCS関西（携帯電話）</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 警戒措置</p> <p>災害予報が発せられた場合、報道された場合、若しくはその他の事由により災害の発生が予想される場合は、その状況に応じて警戒の措置をとる。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 社外機関に対する応援又は協力の要請</p> <p>災害が発生し、又は発生が予想される場合において、必要に応じて、社外機関に対し資材及び物資対策、交通及び輸送対策、電源対策、その他必要な事項について、応援の要請又は協力を求める。また、平常時からあらかじめその措置方法を定めておく。</p> <p>(5) 略</p>	<p>第17節 ライフライン施設の災害応急対策計画 (防災統括室、水循環・森林・景観環境部、県土マネジメント部、水道局、ライフライン関係機関)</p> <p>第1～第3 略</p> <p>第4 電信電話施設</p> <p>1 略</p> <p>2 株式会社ドコモCS関西（携帯電話）</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 警戒措置</p> <p>災害予報が発せられた場合、報道された場合、若しくはその他の事由により災害の発生が予想される場合は、その状況に応じて警戒の措置をとる。</p> <p><u>① 情報連絡用回線を作成するとともに、情報連絡要員を配置すること。</u></p> <p><u>② 異常事態の発生に備えた監視要員を配置し、又は防災上必要な要員を待機させること。</u></p> <p><u>③ 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検等を行うこと。</u></p> <p><u>④ 災害対策用機器の点検と出動準備、若しくは非常配置並びに電源設備に対し必要な措置を講ずること。</u></p> <p><u>⑤ 防災のために必要な工事用車両、資材等を準備すること。</u></p> <p><u>⑥ 電気通信設備等に対し必要な防護措置を講ずること。</u></p> <p><u>⑦ その他、安全上必要な措置を講ずること。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 社外機関に対する応援又は協力の要請</p> <p>災害が発生し、又は発生が予想される場合において、必要に応じて、社外機関に対し資材及び物資対策、交通及び輸送対策、電源対策、その他必要な事項について、応援の要請又は協力を求める。また、平常時からあらかじめその措置方法を定めておく。</p> <p><u>① 要員対策</u></p> <p><u>② 資材及び物資対策</u></p> <p><u>③ 交通及び輸送対策</u></p> <p><u>④ 電源対策</u></p> <p><u>⑤ お客様対応</u></p> <p><u>⑥ その他必要な事項</u></p> <p>(5) 略</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】
<p>3 KDDI株式会社（携帯電話） KDDI株式会社は、KDDI防災業務計画の定めるとおり以下を実施するものとする。 （1）情報の収集及び連絡 災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、通信の疎通を確保し、又は被災した通信設備等を迅速に復旧するため、次により情報の収集及び連絡を行うものとする。 ①～② 略 （2） 略 （3）防災に関する組織 ① 災害が発生しは発生するおそれがある場合において必要があると認めるときは、別に定めるところにより社内に災害対策本部等を設置する。 ② 災害対策本部等は、災害に際し、被害状況、通信の疎通状況等の情報連絡、通信の疎通確保、設備の復旧、広報活動その他の災害対策に関する業務を行う。 （4）～（6） 略 4 略</p>	<p>3 KDDI株式会社（携帯電話） KDDI株式会社は、KDDI防災業務計画の定めるとおり以下を実施するものとする。 （1）情報の収集及び連絡 災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、通信の疎通を確保し、又は被災した通信設備等を迅速に復旧するため、次により情報の収集及び連絡を行うものとする。 ①～② 略 （2） 略 （3）防災に関する組織 ① 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要があると認めるときは、別に定めるところにより社内に災害対策本部等を設置する。 ② 災害対策本部等は、災害に際し、被害状況、通信の疎通状況等の情報連絡、通信の疎通確保、設備の復旧、広報活動その他の災害対策に関する業務を行う。 （4）～（6） 略 4 略 <u>5 楽天モバイル株式会社（携帯電話）</u> <u>（1）情報収集と連絡</u> <u>災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、重要通信の確保または被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次により情報収集と連絡を行う。</u> ① <u>災害の規模、気象、停電、道路等の状況、電気通信設備等の被災状況、災害応急復旧計画および実施状況、復旧要員の稼働状況等について情報収集し、社内関係事務所間相互の連絡を行う。</u> ② <u>必要に応じて社外関係機関と災害応急対策等に関する連絡を行う。</u> <u>（2）警戒措置</u> <u>災害予報が発せられた場合、報道された場合、またはその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況に応じて警戒の措置を取る。</u> <u>（3）重要通信の疎通確保</u> ① <u>災害等に際し、通信輻輳の緩和および重要通信の確保を図る。</u> ② <u>「災害救助法」（昭和22年10月18日法律第118号）が適用された場合等には、避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話等の貸出しに努める。</u> <u>（4）災害時における広報</u> ① <u>災害の発生が予想される場合、または発生した場合に、通信の疎通、利用制限の措置状況および被災した電気通信設備等の応急、復旧状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。</u> ② <u>テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページ等により直接該当被災地に周知する。</u> <u>（5）対策組織の確立</u> <u>災害が発生するおそれがある場合、または発生した場合は、対策組織を確立して被災の回復または予防の措置を講ずる。</u> <u>（6）社外機関に対する応援または協力の要請</u> <u>災害が発生し、または発生が予想される場合において、必要に応じて、社外機関に対し応援の要請または協力を求める。また、平常時からあらかじめその措置方法を定めておく。</u> <u>（7）災害時における災害対策用資機材の確保</u> <u>予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は現地調達または購買</u></p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>指定公共機関に指定されたことによる</p>

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】
<p>第5 都市ガス（ガス事業者）</p> <p>1 大阪ガス株式会社 災害発生時には、「防災業務計画」に基づき、地域防災機関と密接に連携して、社内各部門の連携協力のもとに応急対策を実施する。 （1）～（5） 略</p> <p>2 大和ガス株式会社 （1）～（2） 略 （3）応急対策要員の確保 ① 気象予報（暴風、水害）に注意して「対策実施要領」に準じて（A，B，C，号の発令）平常時でも要員の確保を図る。 ② 大規模な災害により、事業所単独で対応することが困難な場合は一般社団法人日本ガス協会「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき救援要請を行う。 また、被災をまぬがれた事業者からの協力体制を活用する。 （4）～（6） 略</p> <p>3～5 略</p> <p style="text-align: center;">第6 略</p>	<p><u>部門等に要求する。</u></p> <p><u>（8）設備の応急復旧</u> <u>災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連および情勢の緊急性を勘案して迅速・適切に実施する。</u></p> <p>第5 都市ガス（ガス事業者）</p> <p>1 <u>大阪ガス株式会社・大阪ガスネットワーク株式会社（北東部事業部）</u> 災害発生時には、「防災業務計画」に基づき、地域防災機関と密接に連携して、社内各部門の連携協力のもとに応急対策を実施する。 （1）～（5） 略</p> <p>2 大和ガス株式会社 （1）～（2） 略 （3）応急対策要員の確保 ① 気象予報（暴風、水害）に注意して「対策実施要領」に準じて（A，B，C，号の発令）平常時でも要員の確保を図る。 ② 大規模な災害により、事業所単独で対応することが困難な場合は一般社団法人日本ガス協会「<u>非常事態における応援要綱</u>」に基づき救援要請を行う。 また、被災をまぬがれた事業者からの協力体制を活用する。 （4）～（6） 略</p> <p>3～5 略</p> <p>第6 略</p>	<p>導管部門分社化に伴う</p> <p>記載の適正化</p>
<p style="text-align: center;">第21節 緊急輸送計画 (防災統括室)</p> <p>第1～第2 略</p> <p>第3 緊急輸送体制の確立</p> <p>1 広域防災拠点の確保及び活用 県は、地域内外からの物資の集積、配送拠点として次の広域防災拠点を活用する。（「第2章第17節 防災体制の整備計画」参照） （1）県営競輪場 （2）第二浄化センター （3）消防学校 （4）吉野川浄化センター</p> <p>更に、大規模広域防災拠点の整備を図る。</p> <p>2～3 略</p>	<p style="text-align: center;">第21節 緊急輸送計画 (防災統括室)</p> <p>第1～第2 略</p> <p>第3 緊急輸送体制の確立</p> <p>1 広域防災拠点の確保及び活用 県は、地域内外からの物資の集積、配送拠点として次の広域防災拠点を活用する。（「第2章第17節 防災体制の整備計画」参照） （1）県営競輪場 （2）第二浄化センター （3）消防学校 （4）吉野川浄化センター</p> <p><u>（5）馬見丘陵公園</u> <u>（6）都祁生涯スポーツセンター</u> <u>（7）宇陀市総合体育館</u> <u>（8）昴の郷</u> <u>（9）下北山スポーツ公園</u></p> <p>更に、大規模広域防災拠点の整備を<u>進めている。</u></p> <p>2～3 略</p>	<p>広域防災拠点の追加</p>

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】
<p style="text-align: center;">第22節 災害警備、交通規制計画 (警察本部)</p> <p>第1 災害警備</p> <p>1 略</p> <p>2 警備体制</p> <p>県警察は、次の警備体制の区分に従って災害時における災害警備活動を行う。</p> <p>(1) 甲号体制</p> <p>暴風、大雨、洪水等により、県内で大規模な被害が発生し、又はまさに発生するおそれがある場合にとる体制をいう。</p> <p>(2) 乙号体制</p> <p>県内で暴風、大雨、洪水等に係る警報が発表され、相当な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合にとる体制をいう。</p> <p>(3) 丙号体制</p> <p>県内で暴風、大雨、洪水等に係る警報が発表され、災害発生のおそれはあるが、発生までには相当の時間的余裕があると認められる場合にとる体制をいう。</p> <p>(4) 支援体制</p> <p>暴風、大雨、洪水等により、他の都道府県で大規模な被害が発生し、それに伴う支援活動を実施する場合にとる体制をいう。</p> <p>3 警備本部等の設置</p> <p>(1) 県警察本部</p> <p>① 甲号体制</p> <p>県警察本部総合指揮室に災害警備本部を設置し、その統括指揮に基づき全警察力を挙げて災害警備活動を行う。</p> <p>② 乙号体制</p> <p>県警察本部総合指揮室に災害警備本部を設置し、その統括指揮に基づき警察力を挙げて災害警備活動を行う。</p> <p>③ 丙号体制</p> <p>県警察本部警備第二課に災害警備連絡室を設置し、その統括指揮に基づき所要の災害警備活動を行う。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 支援体制の発令に伴う警備本部等の設置</p> <p>① 大規模な支援活動を実施する必要がある場合 甲号体制に準ずる災害警備本部を設置する。</p> <p>② 支援活動を実施する必要がある場合 乙号体制に準ずる災害警備本部を設置する。</p> <p>③ 支援活動を実施することが予想される場合 丙号体制に準ずる災害警備連絡室を設置する。</p> <p>第2 略</p>	<p style="text-align: center;">第22節 災害警備、交通規制計画 (警察本部)</p> <p>第1 災害警備</p> <p>1 略</p> <p>2 警備体制</p> <p>県警察は、次の警備体制の区分に従って災害時における災害警備活動を行う。</p> <p>(1) 甲号体制</p> <p><u>県内で大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にとる体制をいう。</u></p> <p>(2) 乙号体制</p> <p><u>県内で相当な規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にとる体制をいう。</u></p> <p>(3) 丙号体制</p> <p><u>県内で暴風、大雨、洪水等に係る警報が発表された場合のほか、災害発生のおそれはあるが、発生までには相当の時間的余裕があると認められる場合にとる体制をいう。</u></p> <p>(4) 支援体制</p> <p><u>他の都道府県で大規模な災害が発生し、それに伴う支援活動を実施する場合にとる体制をいう。</u></p> <p>3 警備本部等の設置</p> <p>(1) 県警察本部</p> <p>① 甲号体制</p> <p>県警察本部総合指揮室に災害警備本部を設置し、その統括指揮に基づき全警察力を挙げて災害警備活動を行う。</p> <p>② 乙号体制</p> <p>県警察本部総合指揮室に災害警備本部を設置し、その統括指揮に基づき警察力を挙げて災害警備活動を行う。</p> <p>③ 丙号体制</p> <p><u>県警察本部警備課</u>に災害警備連絡室を設置し、その統括指揮に基づき所要の災害警備活動を行う。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 支援体制の発令に伴う警備本部等の設置</p> <p>① 大規模な支援活動を実施する必要がある場合 <u>乙号体制に準ずる災害警備本部を設置する。</u></p> <p>② <u>支援活動を実施する必要がある場合又は、支援活動を実施することが予想される場合</u> 丙号体制に準ずる災害警備連絡室を設置する。</p> <p>第2 略</p>	<p>奈良県警察災害警備計画例規の修正による 同上 同上 同上 同上</p> <p>組織名変更に伴う</p> <p>奈良県警察災害警備計画例規の修正による 同上</p>
<p style="text-align: center;">第29節 災害救助法等による救助計画 (防災統括室、福祉医療部)</p>	<p style="text-align: center;">第29節 災害救助法等による救助計画 (防災統括室、福祉医療部)</p>	

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】												
<p>第1～第5 略</p> <p>第6 費用 災害救助法第33条により、救助に要する費用は県が支弁する。 但し、同法第36条により、国庫より一定の割合で県が支弁した救助費の一部が支弁される。</p>	<p>第1～第5 略</p> <p>第6 費用 災害救助法第18条により、救助に要する費用は県が支弁する。 但し、同法第21条により、国庫より一定の割合で県が支弁した救助費の一部が支弁される。</p>	<p>記載の適正化 記載の適正化</p>												
<p style="text-align: center;">第32節 水防活動計画 (県土マネジメント部)</p> <p>第1第1～第3 略</p> <p>第4 水位周知河川における水位到達情報</p> <p>1 略</p> <p>2 知事が指定した河川 知事は、自らが指定した河川について、水位が氾濫危険水位（法第13条に規定される洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を水防管理者（市町村長）及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。</p> <p>(1) 対象河川</p> <p>①奈良県知事の指定する河川（県土木事務所長発表） 大和川水系 18 河川 … 大和川・葛下川・竜田川・富雄川・曾我川・高田川・葛城川・高取川・飛鳥川・寺川・佐保川・高瀬川・秋篠川・布留川・米川・地藏院川・岩井川・能登川 紀の川水系 3 河川 … 紀の川・丹生川・高見川 淀川水系 2 河川 … 宇陀川・芳野川</p> <p>②伝達経路 水防警報と同様の経路で伝達する。 更に、水防法 13 条の 4 に基づき、県水防本部より市町村へ直接通知される。</p> 	<p style="text-align: center;">第32節 水防活動計画 (県土マネジメント部)</p> <p>第1～第3 略</p> <p>第4 水位周知河川における水位到達情報</p> <p>1 略</p> <p>2 知事が指定した河川 知事は、自らが指定した河川について、水位が氾濫危険水位（法第13条に規定される洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を水防管理者（市町村長）及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。</p> <p>(1) 対象河川</p> <p>①奈良県知事の指定する河川（県土木事務所長発表） 大和川水系 18 河川 … 大和川・葛下川・竜田川・富雄川・曾我川・高田川・葛城川・高取川・飛鳥川・寺川・佐保川・高瀬川・秋篠川・布留川・米川・地藏院川・岩井川・能登川 紀の川水系 3 河川 … 紀の川・丹生川・高見川 淀川水系 2 河川 … 宇陀川・芳野川</p> <p>②伝達経路 水防警報と同様の経路で伝達する。</p> 	<p>記載の適正化</p>												
<p>第5 洪水予報河川における洪水予報</p> <p>(1) 発表する情報の種類、発表基準</p> <table border="1" data-bbox="157 1927 1344 1967"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>情報名</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	種類	情報名	発表基準				<p>第5 洪水予報河川における洪水予報</p> <p>(1) 発表する情報の種類、発表基準</p> <table border="1" data-bbox="1389 1927 2576 1967"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>情報名</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	種類	情報名	発表基準				
種類	情報名	発表基準												
種類	情報名	発表基準												

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）			今回修正			【備考】
「洪水警報（発表）」 又は 「洪水警報」	略		「洪水警報（発表）」 又は 「洪水警報」	略		記載の適正化
	「氾濫危険情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき 		「氾濫危険情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき ・ <u>急激な水位上昇により間もなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき</u> 	
	略			略		
略			略			
第6～第9 略			第6～第9 略			

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】
<p style="text-align: center;">第2節 被災者の生活の確保 (防災統括室、関係部局、関係機関)</p> <p>第1～第3 略</p> <p>第4 女性のための相談 災害によって生じた夫婦、親子関係や避難所等における女性独自の悩みについて、女性の専門相談員が相談を実施する。(電話、面接相談、心の悩み、DV(ドメスティックバイオレンス)相談、性暴力被害相談、法律相談)</p> <p>第5～第15 略</p>	<p style="text-align: center;">第2節 被災者の生活の確保 (防災統括室、関係部局、関係機関)</p> <p>第1～第3 略</p> <p>第4 女性や性的マイノリティのための相談 災害によって生じた夫婦やパートナー関係にあるもの、親子関係や避難所等における女性や性的マイノリティ独自の悩みについて、女性の専門相談員が相談を実施する。(電話、面接相談、心の悩み、DV(ドメスティックバイオレンス)相談、性暴力被害相談、法律相談)</p> <p>第5～第15 略</p>	<p>奈良県人権施策に関する基本計画による 同上 同上</p>
<p style="text-align: center;">第7節 災害復旧・復興計画 (全部局)</p> <p>第1 基本方針</p> <p>第2 復旧・復興計画の策定 1～3 略 4 技術的・財政的支援 県は、市町村が円滑に復旧・復興対策を実施できるよう、必要に応じて、連絡調整や技術的支援等を行うための職員を派遣する。 また、県は、必要に応じて、国や他の自治体に対し、職員の派遣その他の協力を求めるとともに、被災後できるだけ早い時期に財政需要見込額を把握し、復旧・復興財源の確保を図るものとする。</p> <p>さらに、県は、被災者の円滑な自立を支援するとともに、総合的な復旧・復興対策を長期的かつ安定的に進め、被災地域全体の早期復旧・復興を図るために必要となる財政需要に機動的・弾力的に対応するため、発災後必要に応じて復興基金の設立を検討する。</p> <p>5 略</p> <p>第3 略</p>	<p style="text-align: center;">第7節 災害復旧・復興計画 (全部局)</p> <p>第1 略</p> <p>第2 復旧・復興計画の策定 1～3 略 4 技術的・財政的支援 県は、市町村が円滑に復旧・復興対策を実施できるよう、必要に応じて、連絡調整や技術的支援等を行うための職員を派遣する。 また、県は、必要に応じて、国や他の自治体に対し、職員の派遣その他の協力を求め、<u>特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。</u>被災後できるだけ早い時期に財政需要見込額を把握し、復旧・復興財源の確保を図るものとする。</p> <p>さらに、県は、被災者の円滑な自立を支援するとともに、総合的な復旧・復興対策を長期的かつ安定的に進め、被災地域全体の早期復旧・復興を図るために必要となる財政需要に機動的・弾力的に対応するため、発災後必要に応じて復興基金の設立を検討する。</p> <p>5 略</p> <p>第3 略</p>	<p>R4 防災基本計画修正に基づく</p>